



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目 次

### ○ 監査公表

監査公表第28号

### 監 査 公 表

和歌山県監査公表第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、和歌山市北野620井上壮一ほか4名の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年7月17日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

## 第1 監査の請求

## 1 請求人

和歌山市北野 620	井上壯一
和歌山市平井 331-6	畠中正好
和歌山市葵町 1-27	神野文夫
和歌山市秋月 64-5	阪谷民子
和歌山市西浜 1082-33	迫間 健

## 2 請求年月日

平成19年5月18日

## 3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の趣旨は次のとおりである。

## (1) 請求の趣旨

県知事は、別紙「事務所費、事務費、人件費充当一覧表」議員名欄記載の各議員が平成15年度から同17年度の3年間に、事務所費、事務費、人件費として政務調査費を使途した当時の和歌山県議会議員らに対し、議員らに対応した同一覧表中、「合計額」欄記載の各金員の損害賠償請求あるいは返還請求をせよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

## (2) 請求の理由

## ア 当事者

(ア) 請求人 請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

## (イ) 別紙「事務所費、事務費、人件費充当一覧表」議員名欄記載の議員ら

同人らは、いずれも平成15年度～同17年度の間に政務調査費を使途した当時の和歌山県議会議員ら（以下単に「議員ら」という）であるところ、政務調査費を違法・不当に充当・使途した相手方である。

## イ 政務調査費（公金）の受領

上記議員らは、平成15年度～同17年度の3年度の間（以下単に「3年間」という）に、地方自治法第100条第13項、同第14項及び、和歌山県政務調査費の交付に関する条例第4条の規定に基づき、月額24万円の政務調査費（公金）を受領し、そのうち、政務調査費の支出区分とされる「事務所費」、「事務費」、「人件費」の費用として、別紙「事務所費、事務費、人件費充当一覧表」記載の金額のとおり政務調査費を充当し使途しているものである。

## ウ 政務調査費の原則

(ア) 政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを当然の前提として、議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として交付されるものであり、議員の調査研究に要した費用である実費に充当（費用弁償）することとされており、調査研究活動を行うための環境整備費にまで充当することは許されないという原則に基づいていると解されている。

(イ) その上、政務調査費は、地方財政法第4条①の「地方公共団体の」経費は、その目的を達成するために必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」が適用されることから、その使途の解釈にあたっては厳格に解すべきとされる。

(ウ) また、政務調査費の支出について、県政務調査費に関する規程は、会計帳簿を作成し

その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の翌日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならないと、規定（同規程第7条）して、議員らに、支出の内訳を明確にし、支出を証する証拠書類の保管義務を課しているのである。

- (イ) 以上のこととふまえると、政務調査活動に必要な経費として区分されている「事務所費」「事務費」「人件費」への充当・支出も、次のとおり厳格に解釈すべきである。

a 事務所費の解釈基準

- (a) 県の規則による事務所費の使途基準は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理にかかる経費（事務所の賃借料、管理運営費等）と規定している。
- (b) 前記規定からすれば、事務所が設置されていない場合には、経費の発生がなく、充当・支出もあり得ないことは当然である。事務所を設置しているとする場合、事務所の設置場所が当然に定められているものと解される。仮に、設置場所が定まっておらず事務所の所在が確認できないような事務所の経費に政務調査費が充当・支出しているとすれば、明かな詐欺行為といえるからである。従って、保管することとされている証拠書類に、設置場所を証する資料が備えられていない限り、政務調査費を充当・支出することは許されないと解される。
- (c) 保管する証拠書類に事務所の設置場所を証する資料が備えられていたとしても、政務調査費が充当・支出できる「事務所」に該当するためには、調査研究活動を実際にその事務所で行っているという実態が必要である。そのためには、外形的にも次の要件を満たしていることが求められる。

i 事務所の形態

事務所としての外形上の形態を有していること。

事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。

ii 連絡要員等を配置していること。

◇ 契約形態

- 賃貸の場合は、議員個人が契約当事者となっていること。

従って、事務所が設置されていたとしても、上記の外形上の要件を満たし、調査研究活動が実際にその事務所で行われているという実態が無い限り、事務所費に政務調査費を充当・支出することは許されないと解される。

- (d) 設置された事務所で実際に調査研究活動が行われている実態があるとしても、当該事務所を自己の所有である自宅（家族名義を含む）に併用している場合は、賃借料の発生がなく、発生のない賃借料に政務調査費の充当・支出を認めることはあり得ず違法である。また、この場合の管理費（賃借している自宅の場合も含む）も、家庭用と事務所用に契約が分離されていない限り、政務調査費を充当・支出することは許されないと解される。分離していない場合には、管理費であるガス、下水道などは調査研究用としての固有の支出があると考えられず、電気代にしても、その大半が生活上の使途と見なされるからである。なお、分離しているという場合でも、分離していることを証するための双方の書類が、議員らに保管義務がある証拠書類に備えられていない限り、認められないと解される。これらの証拠資料の備えは、政務調査費が、調査研究活動に要した実費以外への使途が認められないものであるから、調査研究用以外の事務所費に充当されていないかを明らかにする上で当然である。

- (e) 調査研究活動用の事務所を後援会や政治団体の事務所と併用している場合には、事

務所の賃貸借契約、光熱水費の各契約を分離することを基本とするが、分離することが困難かつ、やむを得ない事情がある場合も推察されるところ、その場合には、発生した経費を併用する事務所数や使用領域（面積）、使用内容、使用頻度等により勘案される按分部分に限り、政務調査費を充当・支出することが認められると解される。なお、分離しているという場合であっても、分離していることを証するため併用する他方の事務所の各契約等の資料が、議員らに保管義務がある証拠書類に備えられていない限り、政務調査費を充当・支出することは許されないと解される。また、按分した部分に充当・支出しているという場合であっても、按分内容を証する事務所の使用領域（面積）、使用内容、使用頻度等が分かるような資料が、議員らに保管義務がある証拠書類に備えられていない限り、政務調査費を充当・支出することは許されないと解される。これらの証拠書類の備えも、前述したとおり政務調査費が、調査研究活動に要した実費以外への使途が認められないものであるから、調査研究用以外の事務所費に充当・支出されていないかを明らかにする上で当然である。

b 事務費の性質

- (a) 県の規則による事務費の使途基準は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費（事務用品、備品購入等、通信費等）と規定している。
- (b) 政務調査費の原則からすると、議員の調査研究活動に要した実費の費用以外への充当・支出が許される余地はないのであるから、事務費とする経費に政務調査費の充当が認められる場合としては、調査研究活動に対する有用性がありかつ、直接的な必要性がある費用に限ると解される。
- (c) そうすると、事務所が自宅と併用している場合であって、事務費の対象となる事務用品、備品、通信手段等を自宅のものと共に用いている場合には、政務調査費の充当は基本的に許されない。許される場合があるとすれば、自宅内に併用する事務所が、調査研究活動用としての外形上の形態を有し、事務費の対象となる事務用備品、備品、通信などが明らかに分離されている場合に限られる。なお、この場合にも、対象となる備品等が自宅用と分離していることを証するため自宅用の契約書などの資料が、議員らに保管義務がある証拠書類に備えられていることを要することはいうまでもないことである。
- (d) 移動が容易であったり調査研究活動以外にも使用が可能な電話、パソコン、事務機器などの経費については、調査研究活動以外にも使用していることが当然に推察されることから、通話時間、使用頻度等により按分した部分に限られる。
- (e) 設置して使用する備品や事務機器などは、調査研究活動用の事務所が設置されており、調査研究活動が実際にその事務所で行われているという実態がない限り、これらの経費への政務調査費の充当・支出が認められる余地がなく、この点も厳格に解釈すべきである。
- (f) 改めて言うまでもないが個人用のものとみられる事務費は対象外であり、事務用品購入費、備品購入等の価格についても、調査研究活動に要する備品という視点から常識的に判断されるべきである。

c 人件費の性質

- (a) 県の規則による人件費の使途基準は、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給与、手当、社会保険料、賃金等）と規定している。
- (b) 政務調査費の原則からすれば、人件費に政務調査費の充当が認められる場合としては、常時あるいは臨時に雇用する職員が、調査研究に必要な知識を有し、専ら調査研

究活動の補助業務に従事していると認められる場合に限られるのであって、実質的な雇用関係になく調査研究活動を補助していないとみられる場合への支出があつてはならないといえる。従つて、雇用関係や雇用形態、業務内容や業務実態、勤務条件等を証する資料が、議員らに保管義務がある証拠書類に備えられていない限り、政務調査費を充当・支出することは許されないと解される。

- (c) 議員の家族を雇用している場合には、実質的な雇用関係がなく、単に、議員が利益を得るための偽装にすぎないのではないか、との疑義が生じることから、疑惑を招かないようより厳格に解釈すべきである。とりわけ、議員の個人宅を調査研究用事務所として併用している場合には、家族の雇用が基本的には認められないと解すべきである。例外的に認められる場合があるとしても、雇用する家族が、調査研究活動に関して専門的な知識や能力を有しているなど特別な理由がありかつ、実質的な雇用形態がある場合に限られる。従つて、議員の家族を雇用している場合には、前述した証拠書類とともに、専門的な知識を有しているなどの特別な理由が分かる資料と、実質的に調査研究活動の補助事業に従事していることがわかる資料が、議員らに保管義務がある証拠書類に備えられていない限り、政務調査費の充当・支出は許されないと解すべきである。
- (d) 調査研究活動を補助する職員として雇用している者を、他の業務や活動にも従事させているとみられる場合の人件費の全額に、政務調査費を充当することが許されることはいうまでもないことである。この場合には、調査研究活動に従事する日数、時間等と他の業務に従事する日数、時間等により按分した部分に限ると解される。なお、調査研究活動用の事務所が政治団体の事務所と併用している場合にあっては、政治団体等の事務職員として従事する専門の職員を雇用していない限り、調査研究活動の補助者として雇用している職員を併用する政治団体等の事務所の職員を兼ねているとみなされる。従つて、政治団体等の事務所と併用している場合には、それらの事務所の職員として従事する専門の職員を雇用していることが明確になるような資料及び、他の業務に従事している場合には、双方の雇用条件等を明らかにした資料が、議員らに保管義務がある証拠書類に備えられていない限り、政務調査費の充当・支出は不適当であり許されないと解される。

## エ 「事務所費」、「事務費」、「人件費」への充当の違法・不当

別紙「事務所費、事務費、人件費充当一覧表」記載の当時の議員らの「事務所費」「事務費」「人件費」への政務調査費の充当・支出は、以下のとおり違法・不当である。

### 1 長坂隆司議員

#### (1) 事務所費

3年間で180万円 17 「事務所賃貸料」として支出

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。事務所が実際に設置されているか不明。

イ 自己の住所地にある土地は母親と共有名義、存在する建物2棟は母親所有

もし、事務所がこの地にあるとしたなら、通常賃料の発生はあり得ず、発生しない賃借料への政務調査費の充当・支出は違法である。

ウ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、平成15年度から3年間「長坂隆司後援会」「長坂政策研究会」の2事務所が当該住所地に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると十分みなされる。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

「長坂隆司後援会」は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に基づく収支報告書(以下「規正法収支」という。)によると当該3年間の光熱水費の支払いがないが、これは按分による負担をしていないことを明らかにしている。これは、後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

(2) 事務費

3年間で36万3330円 17 「事務用品購入費、通信費、修理代等」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用で足りると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性はなく、経費の発生はありえない。

ウ パソコン、本棚などは自己用、自宅用、併設している事務所とも共用できるものだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

エ 規正法収支によると「長坂隆司後援会」は3年間事務費の支払いがなく、按分の負担をしていないことが明らかであるし、そもそも経費の発生が疑われる。

(3) 人件費

3年間で338万3469円 17 「事務員雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いがある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

ウ 規正法収支によると「長坂隆司後援会」は平成15年3年間人件費の支払いがない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

2 小川武議員

(1) 事務所費

3年間で160万400円 17 「事務所管理費等」

「事務所経費」「事務 所管理等」として支出

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 自己の住所地にある土地及び建物は自己所有。

ウ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、平成15, 16年度(17年度は未確認)は「自由民主党和歌山県支部和歌山市第六支部」の事務所及び平成15年度から3年間は「小川武を励ます会」「若武会」の3事務所が設置されている。

従って調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置しているとみなされる。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

エ 自己所有の自宅に併用される事務所に賃借料の発生はあり得ない。

オ 「自由民主党和歌山県支部和歌山市第六支部」は規制法収支によると平成16年度、「若武会」については当該3年間の光熱水費の支払いがないが、これは按分による負担をしていないことを明らかにしている。これは、後援会活動等などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

#### (2) 事務費

3年間で143万1789円 17 「電信電話料等」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性はなく、経費の発生はありえない。

ウ 電信の意味するものが電報であるとすれば調査研究活動に電報が必要な場面など通常考えられず、到底調査研究活動用に使途したものとはみなされず違法・不当である。

エ 電話料については自己用、自宅用、併設している事務所とも共用できるものだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

オ 規正法収支によると、「自由民主党和歌山県和歌山市第六支部」が平成16年、「若武会」が当該3年間事務費の支出がない。これは按分の負担をしていないことが明らかであるし、そもそも経費の発生が疑われる。

#### (3) 人件費

3年間で288万円 17 「人件費、事務補助費等(80,000円×12ヶ月)」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いがある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 規正法収支によると「自由民主党和歌山県和歌山市第六支部」が16年の1年間、「若武会」は当該年の3年間人件費の支払いがない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものとしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 3 山下直也議員

#### (1) 事務所費

3年間で97万3096円 17 「家賃、光熱水費、駐車場等経費の一部」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

イ 調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

- ウ 自己の住所地にあるマンションは議員の所有である。
- エ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、平成 15 年度から 3 年間「山下なおや後援会」「直政会」の 2 事務所が当該住所地に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると十分みなされる。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。
- オ 自己所有の自宅に併用される事務所に賃借料の発生はあり得ない。
- カ 駐車場代は調査研究に直接必要とする経費ではなく、この種の活動には来客が頻繁にあるとは想定できず、確保の必要性もなく、大半が自己、家族もしくは併設の事務所が使途したものとみられる。
- キ 光熱水費等に充当したとしているが自宅に併設しているのだから水道やガスなどは政務調査費としての固有の支出がない上、その他管理費についても生活上使ったものといえる。
- ク 「直政会」については規正法収支によると当該 3 年間の光熱水費の支払いがないが、これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、経費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動当などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

### (2) 事務費

3 年間で 106 万 3,610 円 17 「コピー等事務用品、備品、消耗品費、通信費(電話、ハガキ、切手等の一部)他」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用で足りると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性はなく、経費の発生はありえない。

ウ 備品等への支出があるが、これは自宅、自己さらには併設している事務所とも共用できるものだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

### (3) 人件費

3 年間(15/5)以降除く)で 75 万円 17 「アルバイト事務員雇用、調査研究補助アルバイト等の経費の一部」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いがある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 規正法収支によると「直政会」は当該年の 3 年間人件費の支払いがない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかったことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

4 和田正人議員

(1) 事務所費

3年間で 129万6450円 17 「賃借料、光熱費等」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 自己の住所地にある土地は和田〇〇（同居の家族と思われる）の所有。建物には登記が見あたらず未登記と思われるが、土地と同一人の所有か議員の所有と思われる。こうした関係からすれば賃料の発生などは通常ありえない。

ウ 政務調査用事務所が設置されているとすれば平成 15 年度から 3 年間「和田正人後援会」という事務所が当該住所地に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると十分みなされる。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

エ 光熱水費等に充当したとしているが自宅に併設しているのだから水道やガスなどは政務調査費としての固有の支出がない上、その他管理費についても生活上使ったものといえる。

オ 「和田正人後援会」については規正法収支によると平成 16, 17 年度の光熱水費の支払いがないが、これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、事務所費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動当などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

(2) 事務費

3年間で 72万8015円 17 「パソコン関連機器、用紙、通信費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ パソコン、パソコン関連機器、電話機交換などの購入費へ充当・支出している。これらは自宅、自己さらには併設している事務所とも共用できるものだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

エ 規正法収支によると、「和田正人後援会」が平成 16, 17 年 2 年間事務費の支出がない。これは按分の負担をしていないことが明らかであるし、そもそも経費の発生が疑われる。

(3) 人件費

3年間で 92万5000円 17 「電話番、交通費、雑費等」(17年度には 2.5 万／月との付記がある。)

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のこととは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに自宅に併用している「和田正人後援会」の規正法収支による人件費をみると平成15年から17年の3年間支払いがない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかったことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 5 藤山将材議員

#### (1) 事務所費

平成16年度及び17年度の2年間で23万5271円 17 「事務所家賃等」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 議会に届けてある住所地にある土地と建物は同議員の家族（土地は藤山〇〇、建物は藤山◇◇、藤山□□の共有）の所有。こうした関係からすれば賃料の発生などは通常ありえない。

ウ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、平成15年度から3年間「藤山まさき後援会」という事務所が当該住所地に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると十分みなされる。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

エ 事務所管理費に充当・支出しているとすれば、自宅事務所を併用しているのだから水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

オ 「後援会」については規正法収支によると平成15年から17年の3年間の事務所費と光熱水費の支払いがないが、これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、事務所費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

#### (2) 事務費

平成15年5月以降の平成15年度、16年度及び17年度で 174万6668円  
17 「事務用品購入費、通信費（電話）事務機器購入費 等」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 事務機器購入費や携帯電話の通信費に充当・支出しているが、これは自宅、自己さらには併設している事務所とも共用できるものだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

エ 規正法収支によると、調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所は平成15年から17年の3年間事務費の支出がない。これは按分の負担をして

いないことが明らかであるし、そもそも経費の発生が疑われる。

(3) 人件費

平成15年5月以降の平成15年度、16年度及び17年度で 322万円 17  
「事務員雇用経費」

- ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。
- イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。
- 家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している事務所の規正法収支による人件費をみると平成15年から17年の3年間支払いがない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

6 向井嘉久藏議員

(1) 事務所費

3年間で234万1291円 17 「家賃（16万円）光熱 車ガソリン（373,996）（按分1／3減）」

- ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。  
調査研究活動用の事務所の設置場所不明。
- イ 議会に届けてある住所地「橋本市東家四丁目8番19号」 当該住所地は議員の自宅であるが、議会に届けている以上同所に調査研究活動用の事務所を設置しているとみなされる。調査研究活動という性格からすれば、独立して事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで十分である。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。
- ウ 議員の自宅は当該住所の旧地番が「同四丁目77番1」であるところ、土地は同議員と同住所であることから同居している家族と推定される向井○○氏と向井◇◇氏の共有。（当該土地は、平成3年11月1日に向井議員が相続して所有権を有していたものであるが、その後同議員が現在の共有者にそれぞれ贈与を原因に所有権を移転したものである。）建物は、登記上、向井□□氏の所有となっているが相続未了と思われるところ、土地の相続関係からすれば、同議員の所有と推察される。このような所有関係にある自宅に併用される事務所には家賃の発生がありえない。
- エ 運営管理費（電気、ガス、水道）に充当・支出しているが、自宅の管理費と分離していない限り認められない。分離していない場合、事務所が同居の自己と家族が共有している自宅だから水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものとみなされるからである。

オ ガソリン代は政務調査費充当できる経費に該当しない。

(2) 事務費

3年間で 189万6850円 17 「コピー用紙等購入費、切手、パソコン（13万円）、コピー機（35万円）等購入（按分 1/3 減）」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ ガソリン代、車両維持費については政務調査費が充当できる経費に該当せず明らかに違法・不当

エ パソコンやコピー機の購入代金を計上しているが、コピー機の35万円は調査研究用としては高額であり、またこれらは自己用や自宅用とも共用できるものだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

(3) 人件費

3年間で 365万600円 17 「事務員（2名）雇用経費（按分 1/3 減）」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行つての程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のことは行つているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行つての程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 複数の人事費を計上しているが、調査研究活動として補助する職員が複数も必要とするほどの事務量があることなどあり得ないと思料されるところ、複数分への政務調査費の充当・支出が認められる余地はなく、違法・不当である。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

7 浅井修一郎議員

(1) 事務所費

平成 15 年 4 月分を除く 3 年間で 105 万円 17 「事務所借上費」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 議会に届けてある住所は、同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。

ウ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、平成 15 年から 17 年の 3 年間「浅井修一郎後援会」、平成 17 年には「自由民主党和歌山県有田市第一支部」という事務所が当該住所地に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると十分みなされる。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

エ 議会に届けてある住所地にある土地は同議員の所有であり、建物は同議員と同居の家族と思われる浅井〇〇（登記名義上）の所有である。こうした関係からすれば借上費の発生などは通常ありえない。

オ 「浅井修一郎後援会」については規正法収支によると当該 3 年間の事務所費の支

払いがないが、これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、経費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

## (2) 事務費

平成 15 年 5 月以降の平成 15 年度、16 年度、17 年度 41 万 3390 円

17 「事務機器借上、事務用品、電話代」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

## (3) 人件費

平成 15 年 5 月以降の平成 15 年度、16 年度、17 年度 385 万円 17 「事務員雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している 2 団体の事務所の規正法収支による人件費をみると両団体とも一切支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生を疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 8 大澤広太郎議員

## (1) 事務所費

3 年間で 220 万 8000 円 17 「家賃」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、議会に届けてある住所には、平成 15 年から 17 年の 3 年間「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」「自由民主党紀伊田辺支部」「大澤広太郎後援会」「広友会」という 4 事務所が設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると十分みなされる。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 議会に届けてある住所地にある自宅は、土地と建物の所有者が同議員とは住所が異なるが家族（登記簿上：大澤〇〇）の所有する自宅とみられること、調査研究活動用以外の事務所が併設されていながら事務所費の支払いがない事務所が存するこ

とからも、事務所の家賃は発生していないといえる。(同土地上には、別名義の建物が存在するがこの点は判然としない。しかし、土地が家族所有とみられるものであるからこの点は無視しても大差はないと思われる。)

エ 内容から見ると、平成 15 年 4 月家賃 30,000 駐車場 28,000 と記載されており、それから推察すると平成 15 年の残り 11 ヶ月で家賃 30,000 駐車場 28,000 の合計 63 万 8000 円と合致し、平成 16 年度は 12 ヶ月の 69 万 6000 円とエアコン代 12 万円となる。平成 17 年度は 12 ヶ月の 69 万 6000 円と一致し、「家賃」としか記載されていないが駐車場代が含まれるといえる。

駐車場代への充当支出は調査研究活動に直接必要と経費ではないし、また調査研究活動には来客が頻繁にあることなど想定できず、駐車場確保の必要性もなく、大半が自己もしくは家族あるいは併設されている 4 事務所が使途したものと見なされる。

オ エアコン代は環境整備に該当することから是への支出は許されない。

カ 規制法収支によると、併設事務所のうち、「大沢広太郎後援会」では平成 15 年から 3 年間、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」では平成 17 年の 1 年間には事務所費の支払いがない。

「広友会」では平成 15, 16 年に支出を計上しているが、「切手、事務用品」としての記載していることから「家賃」は含まれない。

「自由民主党紀伊田辺支部」の記載は平成 15 年が一万円、16 年には 2810 円、17 年には 190 円と到底家賃を負担しているとは思えない。

これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、経費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動当などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されることになる。

## (2) 事務費

3 年間で 107 万 6291 円 17 「事務所電話料、ケータイ、事務用品」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 車検代や車修理代は、政務調査費の使途が許されない環境整備に該当することから、かかる充当・支出は明らかに違法・不当

エ 電話、ケータイなどへも充当・支出しているが、これらは自己用や自宅用さらに併設している事務所とも共用できるものだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

オ 規制法収支によると、調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所のうち、「大沢広太郎後援会」が平成 15 年から 17 年の 3 年間、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」が平成 17 年の 1 年間、事務費の支出がない。これは按分の負担をしていないことが明らかであるし、そもそも経費の発生が疑われる。

## (3) 人件費

3 年間で 288 万円 17 「事務員雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態に

して、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している 4 団体の事務所の規制法収支による人件費をみると「大沢広太郎研究会」「広友会」「自由民主党紀伊田辺支部」の 3 事務所が平成 15 年から 17 年の 3 年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

オ 平成 14 年度に、車代等 652,500 円に政務調査費を充当・支出しているが、これらの使途は、環境整備に該当し、政務調査費の使途原則に明らかに違反している。

#### 9 飯田敬文議員

##### (1) 事務所費

平成 15 年 4 月分、平成 16, 平成 17 年で 107 万 1400 円 17 「事務所土地借地料、建物リース料他」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、議会に同議員の届けている住所は、同議員の自宅であり、議会に届けている以上、同所に調査研究活動用の事務所を設置しているとみなされる。その上調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 同議員の自宅は同議員の所有であり、自己所有の自宅に併用される事務所には土地借上料や建物リース料の発生があり得ない。

エ 運営管理費にも充当されているとすれば、自宅に事務所を併用しているのであるから、水道やガス代などは、調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものとみなされるからである。

##### (2) 事務費

平成 15 年 4 月分、16, 17 年度 69 万 1378 円 17 「コピー用紙、事務用品購入費、通信費（切手代等）」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

##### (3) 人件費

15/4, 16, 17 年度で 161 万円 17 「事務員雇用経費（2 名）」

- ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。
- イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のこととは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。
- 家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。
- ウ 平成16年度分に、収入が7ヶ月分に対し、人件費が8ヶ月分を計上している。政務調査費が交付される月数以上にの経費への充当・支出はあり得ず、政務調査費が交付される月数を超える分が明らかに違法・不当である。
- エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 10 山田正彦議員

## (1) 事務所費

- 3年間で、207万4930円 17「事務所借上月／50000円 光熱水費」
- ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。  
調査研究活動用の事務所の設置場所不明。
- イ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、議会に同議員の届けた住所は、同議員の自宅であり、議会に届けている以上、同所に調査研究活動用の事務所を設置しているとみなされる。その上調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。
- ウ 同議員の自宅は同議員の所有であり、自己所有の自宅に併用される事務所に賃借料の発生があり得ない。
- エ 運営管理費についても、契約等が分離していない限り認められない。分離していない場合、事務所が自己所有の自宅であるから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、他の管理費も大半が生活上使ったものとみなされるからである。

## (2) 事務費

- 3年間で81万7300円 17「事務機器リース、事務用品購入費」
- ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。
- イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。  
従って基本的には事務費の必要性は認められない。
- ウ ガソリン代に充当したとしているが、当該支出に政務調査費の充当支出が認められる余地がなく、明らかに違法・不当な充当。
- エ 事務機器リース代、コピー機借上料などは、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるものだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

## (3) 人件費

- 3年間で 288万5000円 17「事務員雇用経費月／80000」
- ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添

付されていない。

- イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。
- ウ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 11 門三佐博議員

#### (1) 事務所費

平成15年5月以降分及び平成17年度分54万4940円 17「事務所借上費」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、議会に同議員の届けてある住所は、同議員の自宅であり、また、平成15年から17年まで「自由民主党伊都郡支部連絡協議会」、「自由民主党和歌山県伊都郡第一支部」及び「自由民主党かつらぎ町支部」「門三佐博後援会」の4事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置しているとみなされる。その上調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。

そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 同議員の自宅は同議員の所有であり、自己所有の自宅に併用される事務所には借上費の発生はあり得ない。

エ 印刷機器補修費等は政務調査費が充当出来る経費に該当しない。

オ 調査研究活動用の事務所とともに自宅に併用している上記4団体の事務所の規制法収支によると、「自由民主党伊都郡支部連絡協議会」平成15年から平成17年の3年間事務所費の支払いがないし、「門三佐博後援会」は光熱水費を平成15年分は計上しているものの他の年と、他の3事務所は3年間とも支払いがない。

これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、経費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動当などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されることになる。

#### (2) 事務費

3年間で176万3475円 17「通信費(電話、切手等)等」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 規制法収支によると、調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所のうち「自由民主党和歌山県伊都郡第一支部」以外の3事務所が平成15年から17年の3年間いずれも事務費の支出がない。これは按分の負担をしていないことが明らかであるし、そもそも経費の発生が疑われる。

#### (2) 人件費

3 年間で 360 万円 17 「事務員雇用経費等」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している 4 団体の事務所の規制法収支による人件費をみると「自由民主党和歌山県伊都郡第一支部」以外の 3 事務所が平成 15 年から 17 年の 3 年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 12 吉井和視議員

### (1) 事務所費

3 年間で 138 万 136 円 17 「光熱費等」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、議会に同議員の届けている住所は、同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。また、平成 15 年から 17 年まで「吉井和視後援会」「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」「新和政策研究会」の 3 事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。当該住所地には、自宅以外にもプレハブの建物が存在するが、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ この住所の土地は同居している家族（登記簿上 吉井〇〇〇）の所有であり、同地上にある建物は同議員所有。政務調査研究用の事務所としては併用することで充分であり、その自宅の建物が同議員の所有であり、土地が同居する親族の所有であるし、プレハブ建物も同議員らの所有と見られる。このような所有関係からすれば、地代は通常発生しないといえる。

エ 光熱費等の管理費も自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している 3 団体の事務所の規制法収支による事務所費と光熱水費をみると、「吉井和視後援会」と「新和政策調査会」は平成 15 年から平成 17 年の 3 年間一切支払いがない。

これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、経費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動当などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

(2) 事務費

3年間で136万7607円 17「電話代、事務用品購入費、コピー用紙購入費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるもの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 電話代や事務用品購入等を計上しているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるものだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

エ 規制法収支によると、調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所のうち「吉井和視後援会」「新和政策研究会」は平成15年から17年の3年間いずれも事務費の支出がない。これは按分の負担をしていないことが明らかであるし、そもそも経費の発生が疑われる。

(3) 人件費

3年間で288万円 17「事務員雇用経費等」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している3団体の事務所の規制法収支による人件費をみると「吉井和視後援会」「新和政策調査会」は平成15年から17年の3年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかったことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

13 富安民浩議員

(1) 事務所費

平成15年度5月分以降で65万円

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、議会に同議員の届けある住所は、同議員の自宅と見られる。議会に届けている以上、同所に調査研究活動用の事務所

を設置しているとみなされる。その上調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 同住所の土地は同居している家族（登記簿上 富安喜三生）の所有であり、同地上にある建物は、未登記のようであるが同議員もしくは同議員の家族の所有と思われる。このような関係に通常事務所費は発生しないといえる。

エ 光熱費等の管理費も自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

#### (2) 事務費

3年間で148万7310円 17 「事務所費及び経費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 通信費などに充当・支出したとしている。これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるものだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

エ 事務所費及び経費にも充当・支出したとしているが、これらは事務費に該当せず、事務所費に該当したとしても、上記で指摘したとおり、その充当・支出は違法・不当である。

#### (2) 人件費

15／5以降、16、17年度で303万円 17 「運転、事務員雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 運転のための職員雇用経費に政務調査費を充当しているが、政務調査費の人事費で充当を許されるのは、調査研究活動を補助する職員の雇用経費であるから、運転手を雇用する経費に政務調査費を充当・支出することは許されない。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 14 前川勝久議員

#### (1) 事務所費

5月分以降の平成15年度、16、17年度で151万5512円 17 「事務所の賃借料等」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、議会に同議員の届けた住所は、

同議員の自宅とみられる。また、平成 15 年及び 16 年の 2 年間「前川勝久後援会」という名称の事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 同住所地にある自宅は同議員の所有であり、自己所有の自宅に併用される事務所経費は発生しないといえる。

エ 光熱費等の管理費に充当・支出していたとすれば、自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

#### (2) 事務費

5 月分以降の平成 15 年度、16、17 年度で 96 万 9732 円 17 「事務用品購入費 通信費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 事務用品購入費、通信費に充当・支出したとしているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合には違法・不当である。

#### (3) 人件費

5 月分以降の平成 15 年度、16、17 年度で 232 万円 17 「補助職員雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかったことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 15 森正樹議員

#### (1) 事務所費

5 月分以降の平成 15 年度、16、17 年度で 190 万 1780 円 17 「森正樹事務所の経費」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、議会に同議員の届けてある住所は、同議員の自宅と思われる。議会に届けている以上、同所に調査研究活動用の事務所を設置しているとみなされる。その上調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用

の事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 同住所地にある自宅は同議員あるいは同議員の家族の所有か否か判然としないが、同議員あるいは同議員の家族の所有の疑いがあり、その場合は事務所経費は発生しないといえる。

エ 光熱費等の管理費も自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

#### (2) 事務費

5月分以降の平成15年度、16、17年度で27万8420円 17「事務遂行にかかる経費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 事務用品等へ充当・支出しているが、これらは自己用や自宅用とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合には違法・不当である。

#### (3) 人件費

3年間で253万4400円 17「補助職員を雇用する経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかったことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 16 井出益弘議員

#### (1) 事務所費

平成15年5月以降の平成15年度、16年度、17年度で71万4555円

17「燃料費等」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。  
調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 議会に同議員の届けある住所地は、事務所費に賃借料が計上されていないことからすれば、当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。

ウ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、3年間「井出益弘後援会」「ますひろ会」「井出益弘を育てる会」という名称の3事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じ

る。

エ 燃料費等とする管理費も自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している3団体の事務所の規制法収支による事務所費と光熱水費をみると、「ますひろ会」と「井出益弘を育てる会」の2事務所は平成15年から平成17年の3年間一切支払いがない。

これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、経費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動当などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

#### (2) 事務費

平成17年度分で160万円 17 「給料、手当等」

ア 紙料、手当等に充当・支出したとしているが、かかる記載が真実だとすれば、事務費に該当せず、人件費に該当すると思料される。人件費に該当したとして、別添に述べるごとく違法・不当である。

#### (3) 人件費

平成15年度及び16年度で335万円

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している3団体の事務所の規制法収支による人件費をみると「ますひろ会」「井出益弘を育てる会」は平成15年から17年の3年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、雇用関係、雇用形態、業務内容、勤務条件等を証する資料や家族を雇傭することの特別な理由が分かる資料などを備えていない疑いがある。

オ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

#### 17 新島雄議員

##### (1) 事務所費

平成15年度5月分以降の平成15年度、16年度分で11万7884円

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 同議員は議会に自己の住所を届けている。事務所費に賃借料が計上されていないことからすれば、当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。

政務調査用事務所が設置されているとすれば、3年間「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」「雄新会」という名称の2事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 「文房具代、消耗品費」に充当したとしているが、当該経費は事務所費に分類される経費ではなく事務費に分類すべき。(事務費として計上しても違法・不当である。)

エ 仮に管理費等に充当・支出しているとすれば、自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる

#### (2) 事務費

3年間で65万2193円 17「通信費・消耗品他」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ ガソリン代に充当したとしているが、当該経費は、政務調査費が充当できる経費に該当せず、明らかに違法・不当な充当。

エ 事務用品購入費や通信費などの経費は自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合には違法・不当である。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所のうち、規制法収支によると、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」は平成16、17の2年間、「雄新会」は平成15年の1年間事務費の支払いがない。これは按分の負担をしていないことが明らかであるし、そもそも経費の発生が疑われる。

カ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかったことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

#### 1.8 須川倍行議員

##### (1) 事務所費

平成15年5月分以降の平成15年度、16年度、17年度で11万2350円  
17「駐車場代」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。  
調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 同議員は議会に自己の住所を届けている。当該住所地は自宅と思われる。

ウ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、平成15年から17年の3年間「須川倍行後援会」という名称の事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

エ 駐車場代への充当・支出は、調査研究活動に直接必要とする経費ではなく、また、調査研究活動には来客が頻繁にあることなど想定出来ず、駐車場を確保しておく必

要性もなく、大半が自己もしくは家族あるいは併設の事務所が使途したものとみられる。

オ 駐車場代の記載しかないところから、これ以外の事務所費への充当はないと思われるが、仮に管理費等に充当・支出したとしても、自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上を使ったものといえる

#### (2) 事務費

平成15年5月分以降の平成15年度、16年度、17年度で116万8099

円 17 「事務用品購入費通信費(電話、切手、ハガキ等)」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。従って基本的には事務費の必要性は認められない。

#### (3) 人件費

平成15年5月分以降の平成15年度、16年度、17年度で169万2000

円 17 「事務員(臨時)雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の規制法収支による人件費をみると平成15年から17年の3年間支出がない。このことからすると、当該事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 19 阪部菊雄議員

#### (1) 事務所費

3年間分で56万円 17 「光熱、燃料費」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 同議員は議会に自己の住所を届けている。事務所費に賃借料が計上されていないことからすれば、当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。

政務調査用事務所が設置されているとすれば、平成15年から17年の3年間「阪部菊雄後援会」という名称の事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこ

で調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ ガソリン代への充当は政務調査費で充当できる経費に該当しない。

エ 光熱水費等に充当したとしているが、自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

オ 調査研究活動用の事務所とともに自宅に併用している団体の事務所の規制法収支によると事務所費の支払いが平成15年から平成17年の3年間一切ない。

これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、経費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動等などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

#### (2) 事務費

3年間分で25万円 17 「コピー用紙 発送費用」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 事務臨時雇用費へ充当・支出しているが、当該経費は事務費に該当せず、人件費だとしても、事件費で述べるとおり政務調査費の充当は許されず、かかる充当・支出は違法・不当である。なお、人件費の欄の該当する年度には計上があることからすれば重複計上している疑いすらある。

エ 通信費へも充当しているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合には違法・不当である。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所では、規制法収支によると、平成15年から17年の3年間事務費の支払いが一切ない。これは按分の負担をしていないことが明らかであるし、そもそも経費の発生が疑われる。

#### (3) 人件費

3年間で381万9000円 17 「職員、臨時雇員、給与賃金等」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の規制法収支による人件費をみると平成15年から17年の3年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 20 松本貞治議員

## (1) 事務所費

15年4月、16、17年度で77万1891円 17 「電気、水道、電話料金」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、議会に同議員の届けてある住所は、同議員の自宅と思われる。議会に届けている以上、同所に調査研究活動用の事務所を設置しているとみなされる。その上調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 自宅の所有関係が明らかでないが同議員の自宅は、事務所の賃借料を計上していないことから、同議員あるいは家族の所有とみられる。このような関係に事務所経費は発生しない。

エ 光熱費等の管理費も、自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

## (2) 事務費

3年間で78万4390円 17 「事務用品購入費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 光熱費を計上しているが、光熱費は事務費に該当せず、事務所費に該当する経費と思料する。そうだとしても別項で述べたとおり、政務調査費の充当・支出は違法・不当である。

エ 携帯電話料を充当支出しているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合には違法・不当である。

## (3) 人件費

3年間で312万円 17 「事務員雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 21 坂本登議員

## (1) 事務所費

平成15年の5月分以降、17年度分で45万4817円 17「事務所費代」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 同議員は議会に自己の住所を届けている。当該住所地は自宅とみられる。

政務調査用事務所が設置されているとすれば、3年間「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」という名称の事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 自宅の所有関係は判然としないが、同議員あるいは同議員の家族の所有とみられる。このような関係に事務所経費は発生しない。

エ 光熱費等の管理費も、自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

オ 調査研究活動用の事務所とともに自宅に併用している団体の事務所の規制法収支によると事務所費の支払いが3年間一切ない。

これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、経費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

## (2) 事務費

3年間で197万8765円 17「通信費等」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 事務所が事務所賃貸料が計上されていないことから自己の所有とみられるのであるから、基本的には自宅にあるものを共用してたりると思料される。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 通信費、事務用品費等へも充当・支出しているが、これらは自己用や自宅用さらに併設している事務所とも共用できるのであるから、購入費全額へ政務調査費が充当・支出されている場合は違法・不当である。

エ ガソリン代を計上しているが、当該経費は政務調査費が充当できる経費に該当せず、明らかに違法・不当である。

## (3) 人件費

3年間で219万5000円 17年度「雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の規制法収支による人件費をみると3年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任

の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 22 花田健吉議員

### (1) 事務所費

5月分以降の平成15年度、16、17年度で58万5807円 17「地代、電気代」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 政務調査用事務所が設置されないとすれば、議会に同議員の届けている住所は、同議員の自宅と見られる。議会に届けている以上、同所に調査研究活動用の事務所を設置しているとみなされる。その上調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

自宅の所有関係が定かでないが同議員あるいは家族の所有とみられる。このような関係に土地代は発生しないといえる。

ウ 光熱費等の管理費も、自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

### (2) 事務費

平成15年5月以降、16、17年度で175万4572円 17「備品消耗品 電話代」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ パソコンと電話機の購入費等にも充当・支出しているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

### (3) 人件費

平成15年5月以降、16、17年で372万円 17「事務職員(常勤1名、非常勤1名)」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 運転のための職員雇用経費に政務調査費を充当しているが、政務調査費の人事費で充当を許されるのは、調査研究活動を補助する職員の雇用経費であるから、運転手を雇用する経費に政務調査費を充当・支出することは許されない。

エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかったことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 23 町田亘議員

#### (1) 事務所費

平成15年4月10万円

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 同議員は議会に自己の住所を届けている。事務所の賃借料が計上されていないことからすれば、当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。

政務調査用事務所が設置されているとすれば、3年間「自由民主党和歌山県西牟婁郡第1支部」「町田亘後援会」という名称の2事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ この住所地にある自宅は同議員あるいは同議員の家族の所有とみられる。このような関係に事務所経費は発生しない。

エ この支出について県政報告と説明しているがこれは事務所費に該当しない。

#### (2) 事務費

平成15年5月以降、16、17年度で63万850円 17「コピー機他」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ コピー機の購入費に充当・支出しているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

#### (3) 人件費

3年間で54万円 17「書類整理、運転依頼」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 運転のための職員雇用経費に政務調査費を充当しているが、政務調査費の人事費で充当を許されるのは、調査研究活動を補助する職員の雇用経費であるから、運転手を雇用する経費に政務調査費を充当・支出することは許されない。

エ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の規制法収支による

人件費をみると平成 15 年から 17 年の 3 年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

オ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

#### 24 谷洋一議員

##### (1) 事務所費

平成 16, 17 年度分で 84 万 8401 円 17 「電話、FAX、パソコン他」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 同議員は議会に自己の住所を届けている。事務所の賃借料が計上されていないことからすれば、当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。

政務調査用事務所が設置されているとすれば、平成 15 年から 16 年の 2 年間（17 年度は未確認）「自由民主党和歌山県東牟婁郡第 1 支部」及び「谷洋一後援会」という名称の 2 事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 電話等の管理費に充当・支出したとしているが、自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

エ パソコンへ充当・支出しているが、これらは自己用、自宅用さらには併設している事務所とも共用出来るので、按分されることなく政務調査費があてられていたら違法・不当である。

##### (2) 事務費

3 年間で 35 万 9285 円 17 「事務用品購入費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併設しているとみられることから、基本的に自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 事務用品購入費に充当・支出したとしているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

エ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所のうち、規制法収支によると、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」は平成 15, 16 の 2 年間事務費の支払いがない。これは按分の負担をしていないことが明らかであるし、そもそも経費の発生が疑われる。

##### (3) 人件費

3 年間で 288 万円 17 「賃金」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添

付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している 2 団体の事務所の規制法収支による人件費をみると「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」が平成 15 年から 16 年の 2 年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 25 小原泰議員

### (1) 事務所

平成 17 年度分 10 万 1290 円 17 「家賃、光熱費等」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

調査研究活動用の事務所の設置場所不明。

イ 同議員は議会に自己の住所を届けている。当該住所地は同議員の自宅とみられる。政務調査用事務所が設置されているとすれば、3 年間「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」「泰友会」という名称の 2 事務所が同住所に設置されており、調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ この住所地にある自宅は所有関係が判然としないが同議員あるいは同議員の家族の所有とみられる。このような関係に事務所経費は発生しない。

エ 光熱費等に充当・支出したとしているが、自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったものといえる。

オ 調査研究活動用の事務所とともに自宅に併用している団体の事務所の規制法収支によると事務所費の支払いが「泰友会」は平成 15 年から平成 17 年の 3 年間、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」は平成 16 年の 1 年間ない。

これは按分による負担をしていないことを明らかにしているし、事務所費の発生を疑わしいものとしている。併用している事務所に当該支出がないことは、後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになる。

### (2) 事務費

3 年間で 59 万 9311 円 17 「事務用品購入費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併設しているとみられることから、基本的に自宅にあるものの共

用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

- ウ 事務用品購入費に充当・支出したとしているが、これらは自己用や自宅用さらに併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。
- エ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所について、規制法収支によると2事務所とも平成15年から17年の3年間事務費の支払いが一切ない。これは按分の負担をしていないことを明らかにしているし、そもそも経費の発生が疑われる。

### (3) 人件費

3年間で313万円 17 「事務員雇用経費」

- ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。
- イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。
- ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している2団体の事務所の規制法収支による人件費をみると2団体とも平成15年から17年の3年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。
- エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 26 宇治田栄蔵議員

### (1) 事務所費

3年間分で68万9000円 17 「事務所費」

- ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。
- イ 政務調査用事務所が設置されているとすれば、議会に同議員の届けている住所は、同議員の自宅と見られる。議会に届けている以上、同所に調査研究活動用の事務所を設置しているとみなされる。その上調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用で十分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

自宅の所有関係が判然としないが同議員あるいは同議員の家族の所有とみられる。このような関係に事務所経費は発生しないといえる。

同議員は議会に自己の住所を届けている。当該住所地は同議員の自宅とみられる。

- ウ 光熱費等の管理費も、自宅に事務所を併用しているのだから、水道やガス代などは調査研究用に固有の支出がない上に、その他の管理費も大半が生活上使ったもの

といえる。

(2) 事務費

3年間で 68 万 3700 円 17 「事務機器、通信費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併設しているとみられることから、基本的に自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

ウ 事務用品、事務機器購入、通信費などへ充当・支出したとしているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

(3) 人件費

3年間で 306 万円 17 「事務員雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

27 山下大輔議員

(1) 事務費

平成 15 年 5 月以降、16, 17 年度で 365 万 3868 円 17 「通信費  
事務用品購入費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察されるが、議会に届けている以上、同所に調査研究活動用の事務所を設置しているとみなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

エ 通信費、事務用品購入費などに充当・支出したとしているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

オ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

28 角田秀樹議員

## (1) 事務費

平成 15 年 5 月以降、16, 17 年度で 282 万 6439 円 17 「事務用品等購入費、通信費」

- ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。
  - イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。また、同議員の政治団体として、平成 15 年から 17 年の 3 年間「公明党和歌山第一総支部」「つのだ秀樹後援会」という名称の 2 事務所が当該住所を所在地としている。従って調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置しているとみなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。
  - ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。
- 従って基本的には事務費の必要性は認められない。
- エ 事務用品購入費や通信費などに充当・支出したとしているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。
  - オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所のうち、規制法収支によると「公明党和歌山第一総支部」が平成 15 年と 17 年の 2 年間、「つのだ秀樹後援会」が平成 16, 17 年の 2 年間、事務費の支出がない。これは按分の負担をしていないことを明らかにしているし、そもそも経費の発生が疑われる。
  - カ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 29 新田和弘議員

## (1) 事務費

3 年間で 195 万 325 円 17 「事務用品等購入費、コピー用紙購入費、通信費（電話、切手等）等」

- ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。
  - イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察されるが、議会に届けている以上、同所に調査研究活動用の事務所を設置しているとみなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。
  - ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。
- 従って基本的には事務費の必要性は認められない。

- エ 事務用品購入費や通信費などに充当・支出したとしているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

## (2) 人件費

平成 15 年 4 月、平成 15 年 5 月以降で 20 万 5000 円

- ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。
- イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。
- 家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。
- ウ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 30 浦口高典議員

## (1) 事務費

平成15年5月以降、16、17年度で206万3578円 17「コピー用紙購入費、事務用品購入費、通信費（切手、電話等）事務機器借上費等」

- ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。
- イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と思われる。また、同議員の政治団体として、平成15年から17年の3年間「和歌山地域戦略研究会」「浦口高典後援会」という名称の2事務所が当該住所を所在地としている。従って調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

- エ コピー用紙購入費、事務用品購入費、通信費（切手、電話等）事務機器借上費などに充当・支出したとしているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所のうち、規制法収支によると事務費が「和歌山地域戦略研究会」の平成15年が「803円」と極めて少額であり、平成16、17年の2年間には事務費の支出がない。これは按分の負担をしていないことを明らかにしているし、そもそも経費の発生が疑われる。

## (2) 人件費

平成15年5月以降16、17年で113万2207円 17「事務員雇用経費」

- ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。
- イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。
- 家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている

程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している 2 団体の事務所の規制法収支による人件費をみると「和歌山地域戦略研究会」が平成 15 年から 17 年の 3 年間、「浦口高典後援会」が平成 16, 17 年の 2 年間支出がない。人件費の支払いがない事務所の存在は、これらの事務所に専任の職員を雇用していないとともに、按分による負担をしていないことを明らかにしている。仮に、人件費が認められるとしても、調査研究用を含め 2 事務所が併設されている以上、調査研究活動の補助職員が他の事務所の補助職にも従事させているとみなされるのであるから、人件費を負担していない事務所が存することなどあり得ず、本来、調査研究用の事務所以外の事務所が負担すべき人件費相当分に、政務調査費が充当・支出されていることになる。従って、他の事務所が負担すべき人件費に使途する本件政務調査費の充当・支出は違法・不当である。

エ 請求人らの公開質問に対し、一切明らかにしなかったことは、雇用関係、雇用形態、業務内容、勤務条件等を証する資料や家族を雇傭することの特別な理由が分かる資料などを備えていない疑いがある。

オ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかったことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 3.1 江上柳助議員

#### (1) 事務費

3 年間で 387 万 8509 円 17 「事務用品・備品購入費、通信費等」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。また、同議員の政治団体として、平成 15, 16 年に「柳栄会」、平成 15 年～17 年には「江上柳助後援会」という名称の 2 事務所が当該住所を所在地として事務所を設置している。従って調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

エ 事務用品購入費や通信費などの経費に充当・支出したとしているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所のうち、規制法収支によると事務費が「柳栄会」は平成 16 年分、「江上柳助後援会」は平成 15～17 の 3 年間一切支払いがない。これは按分の負担をしていないことを明らかにしているし、そもそも経費の発生が疑われる。

カ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかったことは、支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 3.2 中村裕一議員

#### (1) 事務費

3年間で63万7757円 17 「事務用品等購入費、通信費(切手等)」

- ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。
- イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅とみられるが、議会に届けている以上、同所に調査研究活動用の事務所を設置しているとみなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

- ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると考えられる。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

- エ 事務用品購入費や通信費などに充当・支出したとしているが、これらは自己用や自宅用と共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額への充当は認められない。仮にこれらの経費が認められたとしても、費用全額へ政務調査費が充当・支出されている場合は違法・不当である。

## (2) 人件費

3年で 256万4350円 17 「事務員雇用経費」

- ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

- イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

- ウ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 33 下川俊樹議員

### (1) 事務費

3年間で79万2627円 17 「通信費(切手等)、事務用品購入費等」

- ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

- イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。また、同議員の政治団体として、平成15年から17年の3年間「下川俊樹後援会」という名称の事務所が当該住所を所在地として事務所を設置している。従って調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

- ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりと思料される。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

- エ 計上している事務用品や通信費などは、これらは自己用や自宅用さらには併設し

ている事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の、規制法収支による事務費をみると、平成 15 ~ 17 の 3 年間一切支払いがない。これは按分の負担をしていないことを明らかにしているし、そもそも経費の発生が疑われる。

## (2) 人件費

3 年間で 288 万円 17 「事務員雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の規制法収支による人件費をみると平成 15 年から 17 年の 3 年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 3 4 尾崎要二議員

### (1) 事務費

3 年間で 212 万 5699 円 17 「事務用品購入費、通信費等」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。また、同議員の政治団体として、平成 15 年から 17 年の 3 年間「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」「尾崎ようじ後援会」「要政会」という名称の 3 事務所が当該住所を所在地として事務所を設置している。(なお、これらの団体の所在地には自宅の表記にある枝番「2」を欠いているが、資金管理団体の届出をした者の氏名欄にある議員の住所の表記が「2」を欠いた団体の所在地と同じであることから同一と判断される) 従って調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると思料される。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

エ 計上している事務用品や通信費などは、これらは自己用や自宅用さらには併設し

ている事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の、規制法収支による事務費をみると、「尾崎ようじ後援会」と「要政会」の2事務所が平成15～17の3年間支払いがない。これは按分の負担をしていないことを明らかにしているし、そもそも経費の発生が疑われる。

#### (2) 人件費

3年間で 252万1000円 17 「補助員賃金」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかっても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している3団体の事務所の規制法収支による人件費をみると「尾崎ようじ後援会」「要政会」の2事務所が平成15年から17年の3年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかったことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

#### 35 東幸司議員

##### (1) 事務費

平成15年5月以降、16、17年度で181万3926円 17 「事務機器  
事務用品購入費 通信費(電話)等」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。また、同議員の政治団体として、平成15年から17年の3年間「東幸司」という名称の事務所が当該住所を所在地として事務所を設置している。従って調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると思料される。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

エ 計上している事務機器。事務用品や通信費などは、これらは自己用や自宅用さら

には併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の、規制法収支による事務費をみると、平成15から16年の2年間、支出を計上しているものの極めて少額であるし、平成17年どは支払いがない。支払いがない。支払いがない期間は按分の負担をしていないことを明らかにしているし、少額に過ぎる期間は実際に按分による負担をしていないものとみられる。また、そもそも経費の発生が疑わしいものとしている。

#### (2) 人件費

平成15年5月以降、16、17年で296万円 17「補助員賃金」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している事務所の規制法収支による人件費をみると平成15年から17年の3年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

#### 3 6 平越考哉議員

##### (1) 事務費

3年間で107万2309円 17「通信費(電話等)」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。また、同議員の政治団体として、平成15年から17年の3年間「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」と「平政会」という名称の2事務所が当該住所を所在地として事務所を設置している。従って調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると思料される。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

エ 通信費などに充当・支出しているが、これらは自己用や自宅用及び併設している

2事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額への充当は認められない。仮にこれらの経費が認められたとしても、費用全額へ政務調査費が充当・支出されている場合は違法・不当である。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の、規制法収支による事務費をみると、「平政会」が平成15年から17年の3年間支払いがない。このことからすると、按分による負担をしていないことを明らかにしているし、そもそも経費の発生が疑わしいものとしている。

(1) 人件費

3年間で540万円 17 「事務員雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容なのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 複数の人事費を計上しているが、調査研究活動として補助する職員が複数も必要とするほどの事務量があることなどあり得ないと料されるところ、複数分への政務調査費の充当・支出が認められる余地はなく、違法・不当である。

エ 調査研究活動用の事務所とともに併設している2事務所の規制法収支による人件費をみると「平政会」が平成15年から17年の3年間支払いがない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものにしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

オ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

37 前芝雅嗣議員

(1) 事務費

平成15年5月以降16, 17年度で133万260円 17 「通信費 事務用品購入費 事務機器借上費」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。また、同議員の政治団体として、平成15年から17年の3年間「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」と「前芝雅嗣後援会」という名称の2事務所が当該住所を所在地として事務所を設置している。従って調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。

ウ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると思料される。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

エ 通信費、事務用品購入費、パソコン、事務機器借上費、デジカメ、レコーダー、などに充当・支出計上しているが、これらは自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

オ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の、規制法収支による事務費をみると、「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」は、平成15年から17年の3年間、「前芝雅嗣後援会」は平成16年、17年の2年間支払いがない。このことからすると、按分による負担をしていないことを明らかにしているし、そもそも経費の発生が疑わしいものとしている。

## (2) 人件費

平成15年5月以降、16、17年度で314万8000円 17「事務員、運転手雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があってもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している2事務所の規制法収支による人件費をみると「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」は平成15年から17年の3年間、「前芝雅嗣後援会」は平成16、17年の2年間支払いがない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにし、経費の発生が疑わしいものとしている。いずれにしても併用している事務所に当該支出がないことは、政務調査費の使途として許されることのない後援会活動などの政治団体の活動費に政務調査費が使途されていることになり、政務調査費の使途原則に明らかに反する。

エ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかつたことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

## 3 8 尾崎太郎議員

### (1) 事務所費

平成15年5月以降分、16、17年度で330万円 17「事務所運営費」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

イ 議員は公開質問に答えたが、政務調査費の充当・支出を裏付けるには不十分。支出を証する資料の写しや会計帳簿の写しの提供がなかった。

ウ 事務所については、事務所設置場所を答え、「尾崎太郎後援会」「自由民主党笑顔支部」が事務所を併用しているというが、当該場所に調査研究活動用の事務所を設置していることを証する資料の提供がなく、真実そこに事務所を設置しているか判然としない。

エ 仮にそこに事務所があったとしても、「自由民主党笑顔支部」の規制法収支を見ると、光熱費については平成 15 年から 17 年の 3 年間一切支払いがなく、事務所費は 15 年 2310 円、16 年 6300 円、17 年 6300 円の支払いであり、この金額では、事務所の賃借料が含まれていないと推定されるのである。「尾崎太郎後援会」事務所も併設しているというが、請求人の調査では収支報告書が見あたらず、事務所費と光熱水費の支払いがないとみられる。一方政務調査費の事務所費は 1 年間に「110 万円」をも支出している。これらを比較すると政務調査費の支出が多すぎ按分による負担をしていないといえる。そうすると併設していね他の事務所が負担すべき事務所費（光熱水費含む）に政務調査費が充当・支出されていることを意味する。

#### (2) 事務費

平成 15 年 5 月以降分のみで 11 万円

- ア 事務費については回答なし。支出を証する資料の提供もしないで拒否している。説明がつかないものを計上している疑いがあり、説明のつかないものへの当該政務調査費の充当・支出は違法・不当である。
- イ 政務調査活動用の事務所が議員の回答とおりの住所にあるとして、併設しているとする「自由民主党笑顔支部」の規制法収支によると、平成 15 年から 17 年の 3 年間事務費の支払いがない。このことからすると、そもそも事務費が発生しておらず、架空の事務費を計上している疑いさえ充分ある。また、按分による負担をしていないことを明らかにしている。「尾崎太郎後援会」事務所も併設しているというが、収支報告書が見あたらず、事務費の支払いがないとみられる。
- ウ 請求人らの公開質問に対し、明らかにしなかったことは、各支出についての関係資料などを備えていない疑いがある。

### 3.9 野見山海議員

#### (1) 事務費

3 年間で 135 万 5587 円 17 「事務機器、通信費、消耗品代、文具代など」

- ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。
- イ 公開質問には答えてきたが、政務調査費の充当・支出の妥当性を裏付けるには不十分であった。
- とりわけ、事務所の設置場所、事務所費、事務費に関連する質問には記載がない。従って議員の実績報告書の記載は、真実が反映されていない疑いさえある上に、かかる事務費への政務調査費の充当・支出は次のごとく違法・不当である。
- ウ 議員は調査研究活動用の事務所を明らかにしていないが、議会に自己の住所を届けている。賃借料の支出がないことから当該住所地は同議員あるいは家族が所有する自宅と推察される。また、同議員の政治団体として、平成 15 から 17 年の 3 年間「社会民主党和歌山県田辺支部」という名称の事務所が当該住所を所在地として事務所を設置している。従って調査研究活動用の事務所も当該住所地に設置していると充分みなされる。その上、調査研究活動という性格からすれば、独立した事務所を設置するまでもなく、自宅に併用することで充分である。そこで調査研究活動用事務所も自宅に併用していることを前提に論じる。
- エ 自宅に事務所を併用しているのだから自宅にあるものの共用でたりると思料される。

従って基本的には事務費の必要性は認められない。

オ 計上している事務機器。事務購入費や通信費などは、自己用や自宅用さらには併設している事務所とも共用できるのであるから、按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当である。

## (2) 人件費

3年間で288万円 17 「賃金等」

ア 自宅に事務所を併用していることからすれば、同居の家族を雇用している形態にして、政務調査費を充当・支出している疑いが充分ある。しかも電話番などを行っている程度だと思われる。議員の家族は事務所があつてもなかつても、電話番程度のことは行っているのだから到底調査研究活動を補助しているとはみなされない。

家族の雇用が議員の利益につながるとみられるだけに、単なる電話番を行っている程度とみられる場合の充当・支出は、到底、住民の理解が得られない。

イ 3年間の雇用契約を公開したが

支払いが月6万(収支報告から見ると8万になる)

働いている場所が3年間とも「後援会事務所」のあるところ(平成15~17)と、議員自宅(成務調査活動事務所)(平成16, 17)であるが、後援会等では人件費の支払いがないため、この後援会活動に政務調査費で雇用したものが携わっているのに、按分等していない。

## 4.0 原田出夫議員

### (1) 事務所費

3年間で150万6199円 17 「水道光熱費、事務所借用費」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

イ 議員は公開質問に答えたが、政務調査費の充当・支出を裏付けるには不十分。事務所費の説明は虚偽といわざるをえない。

ウ 調査研究活動用事務所と回答のあった住所地には、「原ひでお後援会」という名称の政治団体の事務所を設置している。統一選挙の際には自身の選挙事務所にもしていたところ。しかし、調査したところ事務所が機能しているような状態ではなく、物置化していたことを確認している。そういうことから、事務所を設置していたとしても、調査研究用の事務所としては実際に機能していなかつたというものである。4年ごとの選挙事務所としては機能していたようだが、そうであると4年ごとの選挙事務所の確保のために政務調査費が悪用されていたことを意味する。

エ 光熱費等の管理費も、事務所が実質的に機能していなかつたのであるから、実際には管理費の発生があり得ない。

### (2) 事務費

3年間で85万6630円 17 「事務消耗品費 通信費等」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 事務費については回答がなかつた。従って、議員の実績報告書の記載は、真実が反映されていない疑いさえある上に、かかる政務調査費への充当は、違法・不当である。

ウ 事務所で指摘したとおり、設置しているとした事務所が実質的に機能していなかつたのであるから、特段、事務費の必要性がなく、政務調査費の充当は違法・不当である。

### (3) 人件費

3年間で 172万6000円 17 「事務員雇用経費」

ア 誰を雇用し、どのような勤務内容などのかなどの詳細や事実関係を証する資料も添付されていない。

イ しかし公開質問に答えて

「次女」を雇用しているとしている。

しかし、家族の雇用は、一般人以上に専門的な知識や能力を有していることが必要であり、本件の場合あてはまらない。

#### 4.1 玉置公良議員

##### (1) 事務費

3年間で 101万4402円 17 「調査研究にかかる事務に要する経費(事務用品・備品購入等、通信費等)」

ア 支出内容の詳細、事実関係を証する資料も添付されていない。

イ 公開質問には答えてきたが、政務調査費の充当・支出の妥当性を裏付けるには不十分であった。

とりわけ、事務費に関する回答は一切しておらず、支出を証する資料の写しや会計帳簿の写しの提供がなかった。従って議員の実績報告書の記載や回答内容がは、真実が反映されていない疑いさえある上に、かかる事務費への政務調査費の充当・支出は次のとく違法・不当である。

ウ 事務所の設置場所について議員から回答があつたが、そこには「高野熊野世界遺産連絡会」の事務所は存在するものの、調査研究活動用の事務所を設置していることを示す外形上の表示が全くなく、調査研究活動用の事務所を設置しているとは到底みなされないものである。従って設置されているとはみなされない事務所で使途する事務費であるとすれば虚偽あるいは架空の計上となり、政務調査費の充当・支出は違法・不当である。

##### (2) 人件費

3年間で 192万7350円 17 「事務員雇用経費等」

ア 公開質問に対し、家族でない第三者と回答があつたが、この雇用を証する資料の提供はなかった。

イ 議員が調査活動用事務所の設置場所とした、「高野熊野世界遺産連絡会」の事務所が存在し、職員がいたことからすれば、この職員の人事費に充当している疑いがある。

#### 4.2 木下善之議員

##### (1) 事務所費

3年間で 21万5349円 17 「水道光熱費」

ア 支出内容の詳細、事務所費に関する資料の添付なし。

イ 議員は公開質問に答えたが、政務調査費の支出を証する資料は「焼却」したため、提供できないという。保管していないことを明白にしたのである。

ウ 自宅の敷地内の別途建物内に事務所を設置し、「木下よしゆき後援会」という名称の事務所を併設していると回答してきた。当該事務所の収支報告の事務所費や光熱水費欄を見ると、同事務所は平成15年から平成17年の3年間支出がない。併設しているながら事務所管理費の支払いがない事務所の存在は、管理が発生しておらず架空の経費を計上している疑いが充分にある。また、按分による負担をしていないことを明らかにしている。そうすると併設している調査研究用の事務所以外の事

務所が負担すべき事務所費相当分に、政務調査費が充当・支出されていることを意味する。

エ 電話携帯費については、自己、自宅併設している事務所とも共用できるのだから按分することなくこれらの経費全額へ充当されている場合は違法・不当。

(2) 事務費

3年間で 135万1697円 17 「パソコン購入費、通信費(電話、切手等)」

ア 同議員は公開質問に回答してきたが、支出を証する資料を「焼却」してしまい提出出来ないという。従って保管していない以上、支出を証することが不可能な事を意味する。この店でも、当該事務費への政務調査費の充当・支出は違法である。

イ 調査研究活動用の事務所とともに併設している団体の事務所の、規制法収支による事務費をみると、平成15~17の3年間支出がない。これは按分の負担をしていないことを明らかにしているし、そもそも経費の発生が疑われる。

(3) 人件費

3年間で301万2000円 17 「事務員雇上げ」

ア 公開質問に回答があったが、証する資料は焼却した。

イ A(家族)については、日、土曜日や雇員の欠勤日に雇用した。

Bについては、専従として雇用した。としているが、家族がことさら政務調査活動として土、日等に勤務する必要性がなく、また、調査研究活動に関して専門的な知識や能力が必要とされる勤務とみなされず、「木下よしゆき後援会」という名称の事務所を併設していることからすれば、後援会活動のための留守番等としていたものと推察される。

ウ 調査研究活動用の事務所とともに併設している事務所の規制法収支による人件費をみると平成15年から17年の3年間支出がない。このことからすると、それぞれの事務所が専任の職員を雇用していないこと、按分による負担をしていないことを明らかにしている。

家族でない第三者の人事費が認められたとしても、調査研究用を含め2事務所が併設されている以上、当然その者を併設する事務所の事務にも従事させているとみるべきである。

そうすると、併設する調査研究用の事務所以外の事務所が負担すべき人事費相当分に政務調査費が充当・支出されていることになる。

(3) 正当理由

上記支出は、いずれも支出日より1年を経過しているが、次の理由により、期間を超過したことに正当理由がある。

ア 県民に情報公開請求により開示される政務調査費の支出が記載された実績報告書には、支出の内訳などの詳細な内容は記載されていず、しかも、事務所費、事務費、人件費に至っては一切、支出を証する資料が添付されていない。従って、県民からすると、これらの使途が妥当なものか否かを見定めることがまったくできない状態にある。

イ 今回、請求人らが、事務所費に着目して調査をしようと考えたのが、1月下旬のことであった。まず、事務所費の支出のある議員らの自宅の土地と建物の所有関係の調査を行った。

ウ 土地や建物登記簿から、議員の自宅が議員の所有あるいは、家族が所有する議員の存在が分かったが、それでも、調査研究活動用の事務所の設置場所が不明なことから、判

然としない状態だった。

エ そこで、各議員らにまず、事務所の設置場所を確認するために公開質問をすることを思い立つのである。

オ 公開質問は2月21日付けで郵送。内容は、事務所の設置場所を尋ねるとともに、情報公開請求によっても、支出を証する書類が一切開示されない事務所費、事務費、人件費に広げて質問し、併せて、支出を証する資料の写しと会計帳簿の写しの提供を求める内容とした。

カ 上記公開質問では、対象年度が不鮮明であることが分かったことから、2日後の23日付けで対象年度の通知を改めて行った。

キ 公開質問の回答期限(3月8日)内、期限後含め、9名の議員から回答があつたが、回答に、支出を証する資料を提供すると答えながら、資料の写しの提供がなかつた議員があつた。支出を証する資料の提供は重要なポイントと考えられたので、それらの議員に対し、改めて提供を求めるることとしたのである。当該通知は、3月19日付で郵送を行つた。

ク この公開質問の取り組みで思ったことは、何の回答もしない議員があまりにも多いことの不自然さである。議員には県民に対する説明義務がないのか。会計帳簿や支出を証する資料が保管してあるはずなのにおかしい。疑念は募るばかりであった。

ケ 1週間以内としていた上記資料の提供期限後、回答内容を含め子細な検討を開始。

検討過程で、議員らの氏名を冠した講演会等と称する政治団体の事務所の多くが自宅に併用していることが分かつた。自宅に何らかの政治団体を併設していた議員数は29議員も存在した。この状況を踏まえて、調査研究活動用の事務所も自宅に併用していると充分にみなされると考えるに至つたのである。

コ また、自宅に併用している議員らの政治団体の多くに、事務所費や人件費等の経常経費に支出がないのが散見されたことから疑惑が浮上。自宅に事務所が共に設置されているながら、調査研究活動用の事務所だけに、経常経費の支出が計上されるのは不自然だからだ。これは、架空の経費の計上さえ疑われるし、政務調査費の使途としては許されることのない政治団体の活動を維持するために使途されていることを意味すると強い疑いをもつたのである。

サ そこで、本件監査請求をすることとした次第である。(なお、回答のあった議員のうち4議員を除く42議員に対する請求)。従つて、本件請求には期限を超過したことによる正当な理由がある。

### 第2 住民監査請求書の受理

本件請求のうち、平成17年度政務調査費にかかるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成19年6月8日に受理を決定した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

平成17年度政務調査費のうち、請求書記載(別表)の議員及び元議員の事務所費、事務費、人件費の支出について監査対象とした。

#### 2 監査対象機関

議会事務局

#### 3 委員の除斥について

前芝雅嗣委員と浅井修一郎委員の両監査委員は、自治法第199条の2の規定により、本件

請求の監査には加わらなかった。

#### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成19年6月14日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、次の資料を提出するとともに、住民監査請求書で述べた趣旨について補足説明を行った。

垣平委員より、今回の請求が期限後行われたことに対する質問を行った。

(提出資料)

最高裁決定

判決（政務調査費返還代位請求事件 名古屋地方裁判所）

玉置公良議員から提供のあった資料

政務調査費を対象とした徳島県における平成18年度外部監査報告

訂正の上申書

なお、平成19年6月15日付けで請求人の一人から監査請求補充書が提出された。

#### 5 監査の経過

住民監査請求書及び陳述等の内容により、県議会事務局を監査対象機関とし、事情聴取及び監査を実施した。

#### 第4 監査の結果

##### 1 主文

本件請求にかかる平成17年度政務調査費の支出について、不適正な支出及び収支報告書の記載事項の誤りについては訂正され、返還すべき額についても収納済み（一部返還手続き中）であるので、本件請求の利益は失われているものと認められる。よって本件請求は棄却する。

平成14年度、平成15年度（平成15年4月分及び平成15年5月分以降の平成15年度分）及び平成16年度の政務調査費にかかる請求については、当該交付額の確定の日から1年以上経過してなされており、かつ、法第242条第2項に定める正当な理由があると認めるることはできないので却下する。

##### 2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法、条例、規則等の照合及び関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

###### (1) 請求の要件審査

本件は平成14年度分、平成15年度分、平成16年度分及び平成17年度分の政務調査費についての監査請求である。

請求書が提出されたのは、それぞれ、支出及び確定が済んで1年以上経過しており、この監査請求を認めるには、自治法第242条第2項規定の正当な理由が必要となる。このことについて、政務調査費は、それぞれ平成17年度分、16年度分、15年度分、14年度分と区分されており、それぞれ個別に正当な理由の当否について判断する必要がある。

平成17年度分政務調査費については、平成18年6月30日から、収支報告書が閲覧可能となっている。しかし、この収支報告書からだけでは、当該政務調査費の支出があったことは明らかであるが、請求人において、直ちに監査請求できる程度にはその内容について明確にされていないことは認められる。

最高裁判例（最高裁第一小法廷（行ツ）第69号 平成14年9月12日判決）でも、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて、監査請求をするに足る程度に当該行為の存在又は内容を知ることが出来なかつた場合には地方自治法第242条第2項ただし書きにいう正当な理由の有無は、特段の事情が

ない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的に見て、上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求したかどうかによって判断すべきであるとされている。

この場合の判断において、情報公開等により新たな事実がわかり、それにより監査請求が出来る程度の事実が出てきたとか、新聞報道等により、同じく監査請求出来る程度の事実の適示とかがあったという場合は、それを契機として監査請求するということがあり得ることは考えられる。

しかし、新たな事実等がなく、元となる事実をもって請求するには、ある程度の資料の調査が必要であるとき、資料調査の期限は、請求人の思うとおりいつまでも認められるというものではない。その期限は、「監査請求の対象となる行為は、地方自治体の職員等の行為であるから、いつまでも住民が争いうる状態にしておくことは、法的安定性を確保する上から好ましくなく」、自ずと限界があり、監査請求の基本である、行為のあった日または終わつた日から1年という期間を考慮するとともに、事実の公開の程度、報道等の態様等も重要な判断の材料となると思われる。本件においては、請求人の一人がこの収支報告書の閲覧開始の報道に当たって、新聞にコメントをよせており、問題意識があつたことも認められる。

こうしたことなどを念頭に平成17年度政務調査費についての請求の当否(正当な理由の存在)について、次の1、2に分けて検討する。

- 1 監査請求出来る程度に当該行為の内容を知るべく資料の調査を開始した時期が適切か
- 2 その調査が行われ、監査請求の端緒を知ったときから適切な期間に監査請求を行ったといえるかどうか

まず、1については、当該政務調査費の収支報告書は平成18年6月30日から閲覧可能となっており、開示請求にも対応している。請求人らは、請求書によると平成19年1月下旬から調査をしようと考え、事務所費の支出のある議員らの自宅の土地と建物の所有関係の調査を始めたとする。この調査の中で、判然としないこと等について議員に公開質問状を送付したが、回答が少なく、もう一度質問状を発する必要があるなど、本来なら、この交付金の確定から充分1年以内に請求できるところ、当初の計画通り進捗しなかつたと思われる事情もあり、調査を始めたのが遅きに失すると断定することは出来ないと考える。

次に、調査がある程度終わり、監査請求が出来る程度の資料を整えたのが3月下旬と認められることから、そこから2か月弱での請求には2の適切な期間内に請求を行ったことが認められる。

次に平成16年度政務調査費について考えてみると、

平成16年度分政務調査費については、平成17年6月30日から、収支報告書が閲覧可能となっている。しかし、この収支報告書からだけでは、当該政務調査費の支出があったことは明らかであるが、請求人において、直ちに監査請求できる程度にはその内容について明確にされてはいないことは平成17年度の政務調査費と同様に認められるところである。

しかし、上でも述べたように、当該事実を知りえてから、何らかの契機がなく、監査請求するには何らかの調査等が必要な場合、その調査の開始を請求人の自由意志にまかせ、いつまでも監査請求出来る状態におくことは、行政上の法律関係の早期の安定という要請からも、認められるというものではなく、調査は請求人の思うとおり、いつはじめても良いとは認められない。(請求人は平成16年度分の政務調査費収支報告書閲覧開始の新聞記事においても、問題意識を持っていたことが認められる。)

このことから考えると、この請求書においては、平成16年度政務調査費の資料調査も平

成 19 年 1 月から始めたものと見なさざるを得ず、平成 16 年度分政務調査費の資料調査開始については、平成 17 年 6 月 30 日の収支報告書の閲覧が可能となってから、1 年半以上経過しており、到底正当な理由を認めることはできないものと考える。同様に、平成 15 年度分、平成 14 年度分についても、正当な理由は認めることは出来ない。

## (2) 政務調査費

政務調査費は地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）により法制化（平成 13 年 4 月 1 日施行）されたものである。

その理由は、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であることから、地方議員の調査活動基盤の充実を図るために、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保しようとしたものである。具体的な規定として、自治法第 100 条第 13 項で「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」こと、及び同条第 14 項で「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」ことがそれぞれ定められている。

この法改正に伴い、本県においても和歌山県政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年和歌山県条例第 34 号。以下「交付条例」という。）及び和歌山県政務調査費の交付に関する規程（平成 13 年 3 月 30 日制定。以下「交付規程」という。）が制定され、平成 13 年 4 月 1 日から施行されている。

### ア 政務調査費の概要

- (ア) 政務調査費は各会派及び議員に支給される。
  - (イ) 会派に係る政務調査費は、月額 3 万円 × 議員数（毎月 1 日における各会派の所属議員数）  
※平成 19 年度より月額 3 万円。平成 18 年度までは月額 6 万円。
  - (ウ) 議員に係る政務調査費は、月額 27 万円 × 議員数（毎月 1 日に在籍する議員に交付）  
※平成 19 年度より月額 27 万円。平成 18 年度までは月額 24 万円。
  - (エ) 平成 17 年度より、1 件 5 万円以上の支出の場合には領収書の写し又は支払証明書の写しを提出する必要がある。（ただし、会派に対するものは、事務費及び人件費、議員に対するものには事務所費、事務費、人件費については必要なし。）
  - (オ) 各会派及び議員に交付された政務調査費の支出に関する証拠書類等の整理保管については、規定により、各会派の政務調査費経理責任者及び議員が行い、使途については、議員に支出される政務調査費については交付条例別表 2 に定められており、議員は使途基準に従い使用しなければならない。また、残余が発生した場合は知事に返還しなければならない。
- 議員についての政務調査費の使途基準(交付条例別表 2)

項目	内 容
調査研究費	議員が行う当該団体の事務並びに地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
	団体等が行う研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加

研修費	に要する経費 (会場費・機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸收するための各種会議に要する経費 (会場費・機材借上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事務費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費等、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

## イ 政務調査費の基本的な交付手続きについて

- (ア) 議員が会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、別に定めるところにより、会派結成届けを議長に提出しなければならない。  
(交付条例第5条第1項)
- (イ) 議長は、前条第1項の規定により、会派結成届けのあった会派及び政務調査費の交付を受けようとする議員について、毎年度4月10日までに、別に定めるところにより、知事に通知しなければならない。  
(交付条例第6条第1項)
- (ウ) 知事は、前条第1項の規定による通知に係る会派及び議員について、その年度分の政務調査費の交付の決定を行い、当該会派の代表者及び当該議員に通知しなければならない。  
(交付条例第7条第1項)
- (エ) 会派の代表者及び議員は、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた後、毎四半期に属する最初の月の20日までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。  
(交付条例第8条第1項)
- (オ) 知事は前項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するもの

とする。

(交付条例第 8 条第 3 項)

- (カ) 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務調査費に係る収支報告書を、別記様式により、毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

(交付条例第 11 条第 1 項)

- (キ) 知事は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出（条例第 10 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(交付条例第 9 条第 4 項)

- (ク) 議長は、条例第 11 条の規定により提出された収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(交付規程第 6 条)

#### ウ 政務調査費の本県運用マニュアル等について

- (ア) 平成 16 年度以前の政務調査費に関する運用マニュアルとして議会事務局で作成されている。これによると、政務調査費のうち、本件請求の対象となっている、事務所費、事務費、人件費関係については、次のとおりの内容となっている。

#### 7 事務所費関係

- (1) 後援会事務所と併用している場合、両者の割合は最終的に議員の判断になると思われる。

#### 8 事務費関係

- (1) 慶弔費、贈答品、挨拶状等には絶対に支出しないで下さい。

- (2) 党費には絶対支給しないで下さい。

- (3) 携帯電話料金は全額通信費に充てられる場合が多いと思われる。

- (4) 自宅を事務所としている場合の電話料金のうち、政務調査費の割合は最終的には議員の判断になると思われる（ただし、基本料金は自費とするのが無難ではないかと思われる。）。

#### 9 人件費関係

- (1) 会派又は議員が行う調査研究を補助する職員（ただし、雇用契約が必要）。

- (2) 家族を雇うことも可能（ただし、雇用契約が必要）。

- (イ) 平成 17 年度分政務調査費から適用される「和歌山県政務調査費運用の手引き」が議会事務局により、作成されている。

これによると、政務調査費のうち、本件請求の対象となっている、事務所費、事務費、人件費関係については、次のとおりの内容となっている。

#### 7 事務所費

#### ○使途内容

議員が行う政務調査活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費については、事務所費として政務調査費を充当することができる。

（事務所の賃借料、管理運営費等）

#### ○留意点

- (1) 貸貸している事務所が、後援会事務所との併用となっている場合、按分により政務調査費の充当額を算出することとする。

- (2) 政務調査費は、原則的に政務調査活動の対価を支払うものであり、環境整備にまで支出することは必要最低限のものにとどめなければならないとする考え方から、事務所の不動産購入、建設工事への充当は出来ないものとする。

また、自己所有の事務所を賃貸しているものとして賃借料を政務調査費で支出することについても、支出の対象としないものとする。

### 8 事務費

#### ○使途内容

調査研究にかかる事務遂行に要する経費については、事務費として政務調査費を充当することができる。

(事務用品・備品購入等、通信費、事務機器借り上げ費、等)

#### ○留意点

(1) 慶弔費、贈答品、挨拶状等への支出は行うことはできない。

(2) 携帯電話を含めた電話料金は通信費として政務調査費を充当することができるが、政務調査専用の電話を所有していない限り、政務調査とその他の使用の割合を勘案して按分により、政務調査費の充当額を算出することとする。

また、この場合の基本使用料は政務調査費の充当は行わないものとする。

(3) 政務調査費は、原則的には政務調査活動の対価を支払うものであり、環境整備にまで使うことは必要最低限のものにとどめなければならないとする考えから、高額な備品の購入に充当することは行えないものとし、事務用品等の購入については、政務調査活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものに限定することとする。

### 9 人件費

#### ○使途内容

調査研究を補助する職員を雇用する経費については、人件費として政務調査費を充当することができる。

(給料、手当、社会保険料、賃金等)

#### ○留意点

(1) 人件費における政務調査費の充当額の算出については、雇用者の勤務実態にあわせるものとし、勤務実態が政務調査とその他の業務の双方が併存している場合は、政務調査にあたる従事割合を勘案して按分により政務調査費の充当額を算出するものとする。

(2) 雇用単価については、社会通念上妥当な範囲の額であることとする。

(3) 職員雇用に当たっては、雇用期間、就業時間、給与額等が記載されている雇用契約書を取り交わすものとする。

また、親族の雇用も可能ではあるが、一般的には誤解を招きやすいことから、源泉徴収、所得税等の税制上の対応は当然のこと、雇用関係についても疑義が生じることがないよう、雇用条件等を明確にするものとする。

エ 議会事務局はこうした考え方を踏まえて、政務調査費のうち、事務所費、事務費、人件費の解釈及び取扱いについて、請求人の主張に対し見解を述べているので、次のように両者の主張を対比する。

(政務調査費の原則)

請求人の見解	議会事務局の見解
・社会通念場妥当な範囲のものであること を前提として、議員の調査研究に資するた	左記のとおり

平成 19 年 7 月 17 日 (火曜日)

めの必要な経費の実費に充当することとされており環境整備にまで充当することは許されない。

・地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」  
(地方財政法第 4 条第 1 項)  
その使途の解釈は厳格に解すべきである。

・社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当することが原則。

・環境整備にまで支出することは必要最低限のものにとどめなければならない。

左記のとおり

(事務所費の解釈基準)

請求人の見解	議会事務局の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の事務所費の使途基準は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理にかかる経費（事務所の賃借料、管理運営費等）である。</li> <li>・事務所が設置されていない場合には、経費の発生がなく、充当・支出もありえない。 事務所を設置している場合、事務所の設置場所を証する資料が必要 さらに、調査研究活動を実際にその事務所で行っているという実態が必要</li> </ul> <p>事務所の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所としての外形場上の形態を有していること。</li> <li>・事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。</li> <li>・連絡要員等を配置していること。</li> </ul>	左記のとおり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求人が主張するような事務所の形態について、本県では規定しておらず、政務調査活動を実際にそこで行っているという実態が必要であると考える。</li> </ul>
<p>契約形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸の場合は、議員個人が契約当事者となっていること</li> </ul>	<p>基本的には左記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、契約形態についてまで規定されておらず、他（後援会等）の事務所と兼ねている場合は、まず当該事務所が議員の</li> </ul>

<p>事務所が外形上の要件を満たし調査研究活動がその事務所で行われているという実態が必要</p> <p>自宅（家族名義を含む）と併用している事務所は、賃貸料の発生がなく支出を認められない。</p> <p>この場合の管理費も家庭用と事務所用に契約が分離していない限り支出できない。 分離している場合でも、分離していることを証する書類が必要。</p> <p>後援会や政治団体などの事務所との併用の場合、事務所の賃貸借契約、光熱水費の各契約を分離することを基本とする。 分離することが困難な場合、経費を併用事務所数、使用面積、使用内容、使用頻度等により勘案し按分し、その資料も証拠書類として必要。 分離していることを証する他方の事務所の契約等の資料が必要。</p>	<p>事務所として使用されているという実態が必要である。賃借料については、議員事務所と判断できれば、契約名義にとらわれず、使用領域（面積按分）、使用内容により支出可能と考えている。</p> <p>基本的には左記のとおりである。 しかし、家族名義の場合事務所として実態を有し、賃借料の発生があり、かつ生計が異なるときは認められる。</p> <p>管理費については各活動の時間割合その他合理的な方法による実績に応じ按分し充当額を算出する。</p> <p>賃貸している事務所が、併用となっている場合、合理的方法により按分し政務調査費の充当額を算出する。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (事務費の性質)

請求人の見解	議会事務局の見解
<p>事務費の使途基準 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費。 (事務用品、備品購入費、通信費等)</p> <p>調査研究活動に対する有用性が有り直接的な必要性がある費用に限る。</p> <p>事務所が自宅と併用で事務品が自宅のものと併用の場合は基本的に充当は許されない。 支出が許されるのは自宅内の事務所が外</p>	左記のとおり
	左記のとおり
	合理的な方法による実績に応じた按分により充当。 なお、電話料等の基本使用料は政務調査費の充当は行わないものとする。

形上の形態を有し、事務用品、通信費などが明らかに分離されている場合に限る。また分離している証拠書類も必要。

併用が可能な電話、パソコン、事務機器等の経費については、通話時間、使用頻度等により按分した部分に限られる。

設置して使用する備品や事務機器等は、調査研究活動用の事務所が設置され活動実態がなければ支出出来ない。

個人用の事務費は対象外であり、価格についても常識的に判断すべきである。

高額な備品の購入に充当することは行えないものとし事務用品等の購入については、政務調査活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものに限定することとする。

(人件費の解釈基準)

請求人の見解	議会事務局の見解
<b>人件費の使途基準</b> 議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)	左記のとおり
雇用する職員は「調査研究に必要な知識を有し、専ら調査研究活動の補助業務に従事していると認められる場合」に限られる 雇用関係や雇用形態、業務内容、業務実態、勤務条件等を証する資料が保管されていなければならない。	調査研究を補助する職員を雇用する経費を充当する
議員個人宅と調査研究用事務所と併用している場合は家族の雇用は基本的には認められない。認められる場合として、専門的知識や能力を有している場合等である。	親族の雇用も可能であるが、一般的に誤解を招きやすいことから、源泉徴収、所得税等の税制上の対応は当然のこと、雇用関係についても疑義が生じることがないよう、雇用条件等を明確にするものとする
他の業務と併用して雇用している場合はそれぞれに要した日数、時間等により按分した部分に限る 政治団体等の事務所と併用している場合はその事務所の専門の職員を雇用していることが明白になる資料等を保管されていなければならない	人件費における政務調査費の充当額の算出については、雇用者の勤務実態にあわせるものとし、勤務実態が政務調査とその他の業務の双方が併存している場合は、政務調査にあたる従事割合を勘案して按分により政務調査の充当額を算出するものとする

オ 平成17年度の議員への政務調査費の支出について  
 交付決定 平成17年 4月13日 総額132,480千円  
 (288万円×46議員)  
 変更交付決定 平成17年 6月 2日 木下善之議員分288万円を48万円に変更  
 支出月日 平成17年 4月18日(第1四半期)  
 平成17年 7月11日(第2四半期)  
 平成17年10月 6日(第3四半期)  
 平成18年 1月12日(第4四半期)  
 確定月日 平成18年 5月11日  
 確定分の総支出額 129,181,172円

## (ア) 政務調査費の各議員への平成17年度支出額

各議員への平成17年度政務調査費の支出額は

新田和弘議員が 2,065,177円  
 江上柳助議員が 2,846,168円  
 角田秀樹議員が 2,829,827円  
 木下善之議員が 480,000円

その他の議員については、2,880,000円である。

(イ) 本件請求対象である「事務所費」、「事務費」及び「人件費」についての各議員の収支報告書による支出額は次のとおりとなっている(修正の確認できたものは修正後の数値。記載順及び番号については請求書記載のとおり)。

## 1 長坂隆司議員

事務所費	600,000	事務費	59,570	人件費	1,200,000	計	1,859,570
------	---------	-----	--------	-----	-----------	---	-----------

## 2 小川武議員

事務所費	726,254	事務費	470,943	人件費	960,000	計	2,157,197
------	---------	-----	---------	-----	---------	---	-----------

## 3 山下直也議員

事務所費	300,000	事務費	350,900	人件費	350,000	計	1,000,900
------	---------	-----	---------	-----	---------	---	-----------

## 4 和田正人元議員

事務所費	300,000	事務費	180,900	人件費	300,000	計	780,900
------	---------	-----	---------	-----	---------	---	---------

## 5 藤山将材議員

事務所費	185,271	事務費	445,358	人件費	960,000	計	1,590,629
------	---------	-----	---------	-----	---------	---	-----------

## 6 向井嘉久藏議員

事務所費	240,278	事務費	720,976	人件費	680,000	計	1,641,254
------	---------	-----	---------	-----	---------	---	-----------

## 7 浅井修一郎議員

事務所費	360,000	事務費	56,518	人件費	1,320,000	計	1,736,518
------	---------	-----	--------	-----	-----------	---	-----------

## 8 大沢広太郎議員

事務所費	168,000	事務費	349,286	人件費	960,000	計	1,477,286
------	---------	-----	---------	-----	---------	---	-----------

## 9 飯田敬文元議員

事務所費	611,400	事務費	382,685	人件費	920,000	計	1,914,085
------	---------	-----	---------	-----	---------	---	-----------

## 10 山田正彦議員

事務所費	762,380	事務費	365,650	人件費	960,000	計	2,088,030
------	---------	-----	---------	-----	---------	---	-----------

## 11 門三佐博議員

事務所費	240,000	事務費	354,182	人件費	1,200,000	計	1,794,182
------	---------	-----	---------	-----	-----------	---	-----------

1 2	吉井和視議員	事務所費	180,136	事務費	623,111	人件費	960,000	計	1,763,247
1 3	富安民浩議員	事務所費	0	事務費	600,000	人件費	960,000	計	1,560,000
1 4	前川勝久元議員	事務所費	564,000	事務費	288,644	人件費	720,000	計	1,572,644
1 5	森 正樹元議員	事務所費	840,000	事務費	493,836	人件費	614,400	計	1,948,236
1 6	井出益弘議員	事務所費	0	事務費	0	人件費	1,600,000	計	1,600,000
1 7	新島 雄議員	事務所費	0	事務費	447,807	人件費	0	計	447,807
1 8	須川倍行議員	事務所費	36,000	事務費	395,048	人件費	212,000	計	643,048
1 9	阪部菊雄元議員	事務所費	280,000	事務費	120,000	人件費	1,315,000	計	1,715,000
2 0	松本貞次議員	事務所費	496,840	事務費	231,393	人件費	960,000	計	1,688,233
2 1	坂本 登議員	事務所費	408,000	事務費	160,000	人件費	840,000	計	1,408,000
2 2	花田健吉議員	事務所費	138,591	事務費	346,085	人件費	1,320,000	計	1,804,676
2 3	町田 亘議員	事務所費	0	事務費	528,470	人件費	0	計	528,470
2 4	谷 洋一議員	事務所費	0	事務費	405,609	人件費	960,000	計	1,365,609
2 5	小原 泰元議員	事務所費	101,290	事務費	21,061	人件費	1,210,000	計	1,332,351
2 6	宇治田栄蔵議員	事務所費	213,000	事務費	227,000	人件費	1,050,000	計	1,490,000
2 7	山下大輔議員	事務所費	0	事務費	1,287,665	人件費	0	計	1,287,665
2 8	角田秀樹議員	事務所費	0	事務費	1,137,408	人件費	0	計	1,137,408
2 9	新田和弘元議員	事務所費	0	事務費	769,938	人件費	0	計	769,938
3 0	浦口高典元議員	事務所費	0	事務費	654,111	人件費	660,000	計	1,314,111
3 1	江上柳助議員	事務所費	0	事務費	1,270,968	人件費	0	計	1,270,968
3 2	中村裕一議員	事務所費	0	事務費	89,420	人件費	838,250	計	927,670
3 3	下川俊樹議員								

	事務所費	0	事務費	297,918	人件費	960,000	計	1,257,918
3 4	尾崎要二議員							
	事務所費	0	事務費	696,215	人件費	480,000	計	1,176,215
3 5	東 幸司元議員							
	事務所費	0	事務費	533,962	人件費	960,000	計	1,493,962
3 6	平越孝哉議員							
	事務所費	0	事務費	286,555	人件費	1,800,000	計	2,086,555
3 7	前芝雅嗣議員							
	事務所費	0	事務費	172,800	人件費	1,200,000	計	1,372,800
3 8	尾崎太郎議員							
	事務所費	0	事務費	0	人件費	1,100,000	計	1,100,000
3 9	野見山海議員							
	事務所費	0	事務費	520,786	人件費	960,000	計	1,480,786
4 0	原日出夫議員							
	事務所費	505,937	事務費	355,593	人件費	650,000	計	1,511,530
4 1	玉置公良議員							
	事務所費	0	事務費	511,196	人件費	720,000	計	1,231,196
4 2	木下善之元議員							
	事務所費	13,800	事務費	124,000	人件費	245,000	計	382,800
	合 計							
	事務所費	8,271,177	事務費	17,335,567	人件費	33,104,650	計	58,709,394

なお、修正前の収支報告書によると

事務所費 11,691,640 事務費 18,063,258 人件費 30,524,650 計 60,279,548

(3) 政務調査費（「事務所費」、「事務費」及び「人件費」）の各議員の平成 17 年度支出について、違法・不当な支出が認められるか否かの判断基準

この判断について、監査委員は、原則として次に述べる考え方及び基準により実施した。

#### ア 政務調査費の当否の判断基準

政務調査費は自治法第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、交付に関する条例が制定され、平成 13 年より施行されている。

交付条例によれば、毎年度、議長は政務調査費の交付を受けようとする議員について、4 月 10 日までに所定の様式により知事に通知し、知事は通知のあった議員について交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。（交付条例第 6 条及び第 7 条）

知事は財務会計を適正に執行し、不適正な場合は是正する等の責務を有し、政務調査費についても当然その対象となるものであるが、交付条例第 12 条では政務調査費の適正な運用を期すため、議長が必要に応じ、調査を行うこととしている。このことは、本来議員の自由と自律に委ねるべき政務調査の領域に立ち入って執行機関である知事が調査をし、適否の判断まですることは控え、議会の長である議長の判断を尊重するという立法趣旨である。監査委員はこうした趣旨をふまえ、監査を実施し、判断を行った。

従って、監査委員の判断は、議会の長である議長が定めた「政務調査費の交付に関する規程」及び「政務調査費運用の手引き」により支出の適正、不適正を判断することとした。

「政務調査費運用の手引き」では次の通り使途が定められている。

運用について 3 点の考え方が示されている。

#### 1 実費弁償の原則

- 2 按分に当たっての指針
- 3 年度精算の原則

特に按分にあたっての指針においては、政務調査費の対象となる調査研究活動と政党活動等他の活動の両面を有する場合、各活動の時間割合その他合理的な方法による実績に応じた按分により行うこととされている。

次に個別の使途項目については次のとおり示されている。

#### 1 事務所費

必要な事務所の設置、管理に要する経費について充当することができる。ただし、但し、後援会事務所との併用になっている場合は按分し、必要額を算出。環境整備への支出は必要最低限。また自己所有の事務所への賃借料は対象とならない。

#### 2 事務費

事務用品、備品購入費、通信費、事務機器借り上げ費等事務遂行に要する経費を充当することができる。但し、慶弔費、贈答品、挨拶状等への支出はできない。

電話料金は、専用の電話を所有していない限りその他の使用的の割合を勘案して按分する。事務用品の購入については有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものに限定すること。

#### 3 人件費

職員を雇用する経費については、人件費として充当することができる。留意点として勤務実態が政務調査とその他の業務の双方が併存している場合、従事割合を勘案して按分することにより算出する。雇用単価については社会通念上妥当な範囲の額とする。

雇用にあたっては、雇用契約を取り交わすものとする。親族の雇用は可能であるが、誤解を招き易いことから疑義が生じることがないよう雇用条件を明確にする。

上記の基準に基づき、監査請求のあった個別の請求については次のとおり監査を行った。

#### 事務所費

- 1 事務所を別に定めている場合、賃貸借契約書、領収書等証する書類が存在するか。
- 2 後援会等と併用している場合、賃借料、光熱水費等が適正に按分されているか。
- 3 環境整備への支出は必要最低限であるか。
- 4 駐車場については、事務所と一体となってしている場合必要であると判断した。  
ただし、来客用のみとし、議員個人用については認められない。

#### 事務費

- 1 支出が認められていない項目で支出されていないか
- 2 自宅あるいは他の目的を有する事務所と併用の場合、その経費は適正に按分されているか。
- 3 専用の電話を設置しているか。設置されていない場合、自宅の固定電話の経費は按分されているか。なお、パソコン、FAX、コピー機等は現在の情報化社会にあっては社会通念上政務調査を行ううえで直接必要な備品であると判断した。

#### 人件費

- 1 雇用契約が締結されているか。
- 2 他の事務と併用している場合、適正に按分がなされているか。
- 3 社会通念上妥当な範囲の額であるか。なお、参考に県人事委員会調べでは、平成

17年4月における県内平均高校卒事務員初任給は15万2千943円、平均給与は29万3千320円(38.6歳)である。

(4) 各議員についての判断

上記(3)の基準により、被請求各議員の平成17年度政務調査費(「事務所費」「事務費」「人件費」)の支出について違法・不当な点が認められるか否か個別に判断する。(記載順及び番号については請求書記載のとおり)

1 長坂隆司議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅と同一敷地内の別棟のテナントビルの1室を借上。政治団体事務所等と併用。

賃貸借契約あり。(議員の親族との契約)

賃借料については政治団体、会社(議員の経営会社)及び政務調査事務所の3者で負担を按分している。光熱水費については、政務調査費の充当はない。

事務費

政務調査に有用であり、直接必要なもののみ充当し専用で使用している。

人件費

雇用契約書あり。

2人雇用(親族以外 政務調査と兼任)

人件費は後援会事務所等と按分して政務調査費を充当している。

(判断)

賃貸借契約の相手方は議員の親族(生計は別)であるが、賃貸借契約により、ビルの1室を借り受けており、政務調査用事務所(併用)としての実態が確認された。また、雇用の実態があり、雇用を証する書類も確認した。また、併用の政治団体事務所等でも対応費目の支出があり、政務調査費の充当にあたっては、適切な按分がされており、不適切な支出は認められない。

2 小川武議員

事務所費

自宅とは別の場所(和歌山市広道)に政務調査活動専用事務所あり。駐車場も借上。

事務所賃貸借契約書あり。賃借人は議員個人。

駐車場代は領収書で確認。光熱水費も充当。

事務費

専用事務所のため、電話、コピー機リース料等政務調査に必要なものを充当している。

人件費

雇用契約書あり。

1人雇用(親族以外 政務調査専任 勤務場所は政務調査活動用事務所)

(判断)

政務調査用事務所(専用)及び雇用(専任)の実態があり、事務所の借上(駐車場代含む)、雇用を証する書類も確認しており、不適切な支出は認められない。

3 山下直也議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所(和歌山市砂山南)にあり。政治団体事務所と併用。

賃貸契約書あり。賃借名義は山下直也後援会。

賃借料を政務調査費を充当している。駐車場代は調査研究時に車の駐車に使途したものであり、調査研究費に掲載すべきもので、政務調査費収支報告書が修正された。

#### 事務費

電話代等、後援会と按分すべきものは適正に按分している。

#### 人件費

雇用契約書あり。

2人雇用（親族以外 政治団体事務所と兼任）

(判断)

政務調査用事務所（併用）としての実態、雇用の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認した。政務調査費の充当にあたっては、適切な按分がされており、不適切な支出は認められない。

### 4 和田正人元議員

#### 事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所（地番が枝番違いの所）にあり、専用。（平成 18 年 8 月まで設置されていたが、現在は取り壊している。）

月毎の家賃金額領収書あり。

#### 事務費

政務調査用として必要なものに、政務調査費を充当している。

#### 人件費

雇用契約等は作成していない。受領証で確認。

2人雇用。（親族以外 政務調査専任）

毎月定額を払っているが、常時雇用でなく、必要となったときに、それぞれ必要な人を頼んでいる。

(判断)

政務調査用事務所（専用）としての実態、雇用（専任）の実態もあり、それらを証する書類も確認しており、政務調査費の支出にあたっては、不適切な支出は認められない。

### 5 藤山将材議員

#### 事務所費

平成 17 年 7 月から自宅とは別の場所（海南市名高）にビルの 1 室に政務調査用事務所あり。政治団体事務所と併用。

貸室賃借契約書あり。

賃借料及び電気代の半分に政務調査費を充当している。

#### 事務費

併用しているため、実必要分の半額を充当している。固定電話、ファックス等。

#### 人件費

雇用契約書あり。

1人雇用（親族以外 政務調査専用）

(判断)

政務調査用事務所（併用）としての実態、雇用（専任）の実態もあり、それらを証する書類も確認した。また、政治団体は、平成 17 年度の収入、支出がなく、政務調査費の充当で不足する分は議員が個人で支払っており、政務調査費の支出にあたっては、不適切な支出は認められない。

## 6 向井嘉久藏議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所（橋本市東家6丁目）にあり（政治団体事務所併用）。

賃借料の支払い証明書あり。

賃借料及び光熱水費の3分の2を政務調査費で支払っている。

ガソリン代は調査研究費に掲載すべきものであり、政務調査費収支報告書が修正された。

事務費

郵送料等政務調査活動に必要で専用使用しているものは全額を充当。パソコン、コピー機については、3分の2を政務調査費で充当。なお、パソコン、コピー機は政務調査活動に有用であり、直接必要であるので、認められる。

人件費

雇用契約書はないが、領収書及び会計帳簿に記載あり。

2人雇用（親族でない。）

費用のうち、2／3を政務調査費で充当。

## (判断)

政務調査用事務所（併用）及び雇用（兼任）の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認した。政務調査費の充当に当たって、按分も適切になされており、不適切な支出は認められない。

## 7 浅井修一郎議員

事務所費

政務調査用専用事務所あり。

自宅の同一敷地内の株式会社所有の建物内に設置。

建物賃貸借契約書あり。契約者は議員個人。自宅とは別の建物であり、賃借料の全額を充当。

事務費

事務用品、電話代等政務調査用に必要とし、専用に使用したもの的事務費について、全額充当。

人件費

雇用契約書あり。

2人雇用。（妻及び親族 政務調査専用。勤務場所は政務調査用事務所。）

## (判断)

政務調査用事務所（専用）及び雇用（専任）の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認しており、不適切な支出は認められない。

## 8 大沢広太郎議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅に設置。

家賃については全額削除され、駐車場代の半額の充当に政務調査費収支報告書が修正された。

光熱水費については政務調査費を充当していない。

賃貸借契約はないが、駐車場代の送金記録あり。

事務費

携帯電話は使用実態から全額充当。固定電話代については、按分して充当している。

#### 人件費

雇用契約あり。

1人雇用(妻 政務調査専任)

(判断)

修正後の駐車場代については、送金記録で確認。雇用を証する書類も確認。固定電話については適切な按分をするなど、政務調査費について、不適切な支出は認められない。

9 飯田敬文元議員

#### 事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所(紀の川市畠野上)に政治団体事務所と併用。

土地賃借料及び建物リース代、光熱水費に政務調査費を充当。

賃貸借契約等はないが、土地賃借料と建物リース代の領収書あり。

#### 事務費

後援会と併用しているため、政務調査に必要な経費について、政務調査費から充当している。

#### 人件費

雇用契約書あり。

2人雇用(親族以外 政務調査のときに雇用)

(判断)

政務調査用事務所(併用)としての実態、雇用の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認した。政務調査費の充当に当たっては、適切な按分がされており、不適切な支出は認められない。

10 山田正彦議員

#### 事務所費

自宅とは別の場所(紀の川市貴志川町神戸)に政務調査用専用事務所として借上。

建物賃貸借契約書あり。賃借人は議員個人。

賃借料と光熱水費を政務調査費で充当。

#### 事務費

政務調査用専用事務所のため、必要なものについては全額充当している。

#### 人件費

雇用契約書あり。

1人雇用(親族以外 政務調査専用 勤務場所は政務調査用事務所)

(判断)

政務調査用事務所(専用)及び雇用(専任)の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認しており、不適切な支出は認められない。

11 門三佐博議員

#### 事務所費

政務調査用事務所は、自宅とは別の場所(和歌山市)に政治団体事務所と併用して借上。

賃貸借契約等はないが、領収書あり。

賃借料については、半額充当に政務調査費収支報告書が修正された。

光熱水費については政務調査費を充当していない。

事務費

電話、切手代等政務調査活動に必要なもののみ、政務調査費を充当。

人件費

雇用契約書あり。

1人雇用（親族以外 事務所では2人雇用しているが、うち1人政務調査専任）  
(判断)

政務調査用事務所（併用）及び雇用（専任）の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認した。政務調査費の充当にあたっては、適切な按分がされており、不適切な支出は認められない。

## 1 2 吉井和視議員

事務所費

自宅とは同一敷地内の別棟に政務調査用専用事務所として設置。

賃貸借契約書はあるが、賃借料は政務調査費を充当していない。

光熱水費については、別棟の専用メーターで確認して、政務調査費を充当している。

事務費

政務調査用として専用に使用しており、必要なものについて全額充当している。

人件費

雇用契約書あり。

1人雇用（親族以外 政務調査専任）  
(判断)

政務調査用事務所（専用）及び雇用の実態（専任）があり、光熱水費は専用の機器で確認するなど、政務調査費について不適切な支出は認められない。

## 1 3 富安民浩議員

事務所費

政務調査費の充当なし。

自宅とは別（御坊市藤田町吉田）に政務調査活動専用事務所設置。

無償で借り受け。場所を借りていることの証明あり。

事務費

内訳欄の事務所費は誤記載。

電話、切手等政務調査に必要な経費を充当

人件費

雇用契約書あり

1人雇用（親族以外 政務調査専任）  
(判断)

政務調査用事務所（専用）及び雇用の実態があり、事務所を無償で借り受けていること、雇用を証する書類を確認しており、不適切な支出は認められない。

## 1 4 前川勝久元議員

事務所費

自宅とは別の場所（白浜町）に政務調査用専用事務所として設置。

賃貸借契約書あり。賃借人は議員個人。ビルの一室を賃借。

賃借料の全額、光熱水費を政務調査費で充当。

事務費

ファックス、電話等政務調査用として専用に使用しており、必要なものについて全額

充当している。

#### 人件費

雇用契約書あり。

1人雇用(親族以外 政務調査専任)

(判断)

政務調査用事務所(専用)及び雇用(専任)の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認しており、政務調査費について不適切な支出は認められない。

1 5 森正樹元議員

#### 事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所(和歌山市東長町)に政治団体事務所と併用で設置。

建物賃貸借契約書あり。賃借人は議員個人。駐車場も借り上げているが、契約書はなく、領収書あり。

駐車場代と併せた金額の7割を政務調査費で充当しているが、光熱水費等については政務調査費を充当していない。事務所費の支出金額については、修正された。

#### 事務費

政務調査活動に必要な事務費にのみ充当。後援会で備品・消耗品費に支出がある。

固定電話、携帯電話については、按分して充当している。

事務所の支出金額については、修正された。

#### 人件費

雇用契約書なし。領収書あり。

一人雇用(妻 政務調査専任)

(判断)

政務調査用事務所(併用)及び雇用(専任)の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認しており、政務調査費の充当にあたっては適切に按分されており、不適切な支出は認められない。

1 6 井出益弘議員

#### 事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所(和歌山市善明寺)に併用で設置。

事務所費の記載は、調査研究費欄へ記入すべきものの誤記載であり、収支報告書が修正された。

#### 事務費

平成17年度政務調査費収支報告書の事務費の記載は、人件費へ記入すべきものの誤記載であり、修正された。

#### 人件費

労働条件通知書あり。

4名雇用(親族以外 勤務場所は併設事務所) 行政書士事務所、後援会で、人件費を按分している。

(判断)

雇用の実態があり、雇用を証する書類も確認した。また、政務調査費の充当にあたっては適切な按分もされており、不適切な支出は認められない。

1 7 新島雄議員

#### 事務所費

政務調査用事務所は自宅に設置（政治団体事務所と併設）。

政務調査費の充当無し。

#### 事務費

消耗品費等政務調査のため使用したことが明確なもので、専用に使用したもののみ充当。なお、固定電話には充当していない。

#### 人件費

政務調査費の充当無し。

#### (判断)

政務調査費の充当については適切に按分されており、不適切な支出は認められない。

### 1 8 須川倍行議員

#### 事務所費

政務調査用事務所は自宅以外の場所（新宮市神倉 4 丁目）に設置（政治団体事務所と併設）。

駐車場代の半分を政務調査費で充当。（契約書なし、振込書で確認）

政務調査費収支報告書の事務所費の記載のうち、7,350 円は、誤記載であり、修正された。光熱水費については政務調査費を充当していない。

#### 事務費

政務調査用に必要なものは充当したが、携帯用電話料金等は議員個人と半分の按分。

#### 人件費

雇用契約書あり。臨時雇用については領収書あり。

2 人雇用：1 人は臨時雇用（妻雇用 勤務場所は自宅の併設事務所）

妻の雇用に対する政務調査費の充当は4か月分のみ。

#### (判断)

政務調査用事務所（併用）があり、政務調査費を充当している駐車場代については按分して充当している。また、雇用については、雇用契約書もあり、適切な額を充当している。また、電話代についても議員個人で半分負担するなど、政務調査費について不適切な支出は認められない。

### 1 9 阪部菊雄元議員

#### 事務所費

自宅とは別の場所（阪部株式会社）に政務調査用専用事務所設置。

光熱費については政務調査費で応分の充当をしているが、政務調査用事務所の借上費に政務調査費は充当していない。

#### 事務費

コピー用紙等政務調査用に使用したもののみ充当。

#### 人件費

雇用契約書あり。

1 人雇用（親族以外 政務調査専任）

#### (判断)

政務調査用事務所（専用）及び雇用（専任）の実態があり、雇用を証する書類も確認した。

### 2 0 松本貞次議員

#### 事務所費

自宅とは別の場所（湯浅町湯浅 自宅とは別番地）に政務調査用事務所設置（政治団体事務所と併用）。

土地は借上であり、土地賃貸借契約書あり。政務調査費は土地賃借料、光熱水費を政治団体と按分して充当している。

電話料金については事務費に記載すべきものの誤記載であり、收支報告書が修正された。

#### 事務費

電話代について、事務費に訂正された。

電話代などは必要経費を按分し、政務調査費を充当している。

#### 人件費

雇用契約書あり

2人雇用（親族以外 実際の活動に即して按分し、政務調査費を充当）  
(判断)

政務調査用事務所（併用）及び雇用（兼任）の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認した。政務調査費の充当にあたっては、適切な按分がされており、不適切な支出は認められない。

2 1 坂本登議員

#### 事務所費

自宅とは別の場所（日高町荊木）に政務調査用専用事務所設置。

賃貸借契約書等はないが、領収書はあり。賃借料の全額、光熱水費を政務調査費で充当している。

#### 事務費

携帯使用料は按分して政務調査費で充当。その他、政務調査活動に必要なものは充当している。専用に使用している。

#### 人件費

雇用契約書なし。領収書で確認。

3人雇用（常時雇用でなく、政務調査案件上必要な場合に隨時使用している。）  
(判断)

政務調査用事務所（専用）及び雇用（専任）の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認しており、政務調査費について不適切な支出は認められない。

2 2 花田健吉議員

#### 事務所費

自宅とは別の場所（自宅とは別番地）に政務調査用事務所設置（併用）。

土地代領収書あり。土地代と、光熱水費の一部を按分して政務調査費で充当。

#### 事務費

使用した事務費総額のうち、政務調査費で7割を充当している。

#### 人件費

雇入通知書あり。

2人雇用：1人はか月（親族以外 政務調査と兼任）  
(判断)

政務調査用事務所（併用）の活動及び雇用（兼任）の実態があり、事務所の使用を示す書類及び雇用を証する書類も確認した。政務調査費の充当にあたっては、適切な按分もなされており、不適切な支出は認められない。

23 町田亘議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅に設置

事務所費の政務調査費への充当はない。

事務費

政務調査用のために専用に使用したことが明らかなものを充当している。コピー機は政務調査で有用性があり、直接必要であり認められる。

人件費

平成17年度収支報告書の人件費欄への記載は誤記載であり、調査研究費欄への記載に修正され、人件費への政務調査費の充当はなくなった。

(判断)

政務調査費については、按分して、必要な額のみ充当しており、適正に行われている。

24 谷洋一議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅に設置。政治団体事務所は別に設置。

事務所費の欄への記載は誤記載であり、事務費への記載に政務調査収支報告書が修正された。

事務費

電話、ファックスは自宅と半分ずつ按分。備品で必要なものは全額政務調査費を充当している。

人件費

雇用契約書あり。

1人雇用(親族以外 政務調査専任。)

(判断)

雇用の実態があり、雇用を証する書類も確認した。また、政務調査費の充当にあたっては適切な按分もされており、不適切な支出は認められない。

25 小原泰元議員

事務所費

従来自宅に設置していたが、平成17年11月から政務調査専用事務所として自宅とは別の場所に設置。

賃貸借契約書等なし。振り込みした銀行の通帳の写しあり。

5か月分の賃借料、光熱水費を全額政務調査費で充当。

事務費

政務調査用として必要なもののみ政務調査費を充当。政務調査費で購入したものは他と兼用していない(携帯電話、FAXは按分して充当)。

人件費

雇用契約書あり。

2人雇用:1人は5か月のみ(親族以外 政務調査専任)

(判断)

政務調査用事務所(併用、専用)の活動及び雇用(専任)の実態があり、事務所の借上を証する書類及び雇用を証する書類も確認した。政務調査費の充当にあたっては、適切な按分もなされており、不適正な支出は認められない。

26 宇治田栄蔵議員

事務所費

自宅とは別に政務調査用事務所として設置。併用。

事務所の土地、建物の所有者は親族で賃貸借等の関係はない。

事務所費としては、この事務所の光熱水費を充当している。

事務費

事務用品、電話代等を政務調査費で充当している。

人件費

雇用契約書なし。領収書あり。

3人雇用(親族以外 政治団体と兼任)

(判断)

政務調査用事務所(併用)の活動及び雇用(兼任)の実態があり、雇用を証する書類の確認をした。政務調査費の充当については適切に按分され、不適切な支出は認められない。

27 山下大輔議員

事務所費

自宅とは別の場所(和歌山市橋丁)に政務調査用事務所を併用で設置。

政務調査費の充当なし。

事務費

携帯電話2台のうち、1台について政務調査費を充当。その他は政務調査用に必要な事務機器の購入に充当。専用に使用している。なお、翻訳機については政務調査に必要なものとして認められる。

人件費

政務調査費の充当なし。

(判断)

併用の政治団体事務所でも、対応費目の支出があり、政務調査費の充当については、適切に按分され、不適切な支出は認められない。

28 角田秀樹議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅に併設。

政務調査費の充当なし。

事務費

通信費については、適正に按分して政務調査費を充当。その他は政務調査に必要な分は全額充当。

人件費

政務調査費の充当なし。

(判断)

政務調査費の充当については、適切に按分され、不適切な支出は認められない。

29 新田和弘元議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅に併設。

政務調査費の充当なし。

事務費

固定電話使用料については按分して政務調査費で充当。その他は政務調査用として全額充当

人件費

平成17年度は政務調査費の充当なし。

(判断)

政務調査費の充当については適切に按分され、不適切な支出は認められない。

30 浦口高典元議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所(和歌山市堀止西)に設置(後援会事務所と併用)。

政務調査費の充当なし。

事務費

政務調査に必要なものは全額充当。使用実績により按分。

人件費

雇用契約書なし。領収証あり。

1人雇用(妻 政務調査専任)

(判断)

雇用を証する書類を確認。政務調査費の充当については、事務費は按分して充当されている。不適切な支出は認められなかった。

31 江上柳助議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅に併設。

政務調査費の充当なし。

事務費

固定電話の支出については按分して政務調査費で充当。その他、政務調査に必要で、専用に使用したものを計上。

人件費

政務調査費の充当なし。

(判断)

事務費のみ計上しているが、議員個人と適切に政務調査費の按分がなされており、不適切な支出はない。

32 中村裕一議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所(御坊市薗)に後援会との併用事務所として設置。

政務調査費の充当なし。

事務費

切手代、事務用品など政務調査用として必要な経費のみ充当している。

人件費

雇用契約あり。

1人雇用(親族以外 政務調査専任) 政務調査で必要な時のみ雇用(時給制)である。

(判断)

雇用の実態があり、雇用を証する書類も確認した。事務費については、個人と適切に

政務調査費の按分がなされており、不適切な支出はない。

3 3 下川俊樹議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅に併設。

政務調査費の充当なし。

事務費

切手は全額、それ以外の電話、携帯電話、FAXなどは按分して政務調査費で充当。

人件費

雇用契約書あり。

1人雇用（妻 政務調査専任）

(判断)

雇用の実態があり、雇用を証する書類も確認した。事務費については、個人と適切に政務調査費の按分がなされており、不適切な支出はない。

3 4 尾崎要二議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅に併設。

政務調査費の充当なし。

事務費

政務調査用に必要な経費について政務調査費を全額充当。専用に使用している。

人件費

雇用契約書あり。

1人雇用（妻 後援会と兼任で政務調査費で人件費半額充当）

(判断)

雇用の実態があり、雇用を証する書類も確認した。政務調査費の充当にあたっては、適切な按分がされており、不適切な支出は認められない。

3 5 東幸司元議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所(自宅と番地違い)に専用で設置。

政務調査費の充当なし。

事務費

政務調査用として必要なものに政務調査費を充当。専用に使用している。

人件費

雇用契約書あり

1人雇用（親族以外 政務調査専任）

(判断)

雇用の実態があり、雇用を証する書類も確認した。また、政務調査費の充当にあたっては適切になされており、不適切な支出は認められない。

3 6 平越孝哉議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所（九度山町地尊院）に併用事務所として設置。

政務調査費の充当なし。

事務費

固定電話については按分して政務調査費で充当している。携帯電話その他調査研究用

に必要なもので、専用に使用しているものは全額充当している。

#### 人件費

雇用契約書あり。

2人雇用(親族以外、妻 政務調査専用)

#### (判断)

政務調査用事務所(併用)としての実態、雇用の実態があり、事務所の借り上げ、雇用を証する書類も確認した。政務調査費の充当にあたっては、適切な按分がされており、不適切な支出は認められない。

### 3 7 前芝雅嗣議員

#### 事務所費

政務調査用事務所は自宅に併用事務所として併設。

政務調査費の充当なし。

#### 事務費

政務調査用として必要なものに政務調査費を充当している。固定電話代には政務調査費を充当していない。

#### 人件費

1名は雇用契約書あり。他の1名は領収書あり。

2人雇用(親族以外、親族 政務調査専任)

#### (判断)

雇用の実態があり、雇用を証する書類も確認した。事務費については、平成17年度は政治団体の活動はなく、議員個人と適切に政務調査費の按分がなされており、不適切な支出はない。

### 3 8 尾崎太郎議員

#### 事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別に後援会との併用事務所として設置。

事務所費の欄への記載は誤記載であり、人件費の欄に記載を訂正した。

政務調査費の充当なし。

#### 事務費

政務調査費の充当なし。

#### 人件費

領収書あり。

1人雇用(親族以外 政務調査専任)

#### (判断)

雇用の実態があり、雇用を証する書類も確認した。不適切な支出は認められない。

### 3 9 野見山海議員

#### 事務所費

政務調査用事務所は自宅に設置。

平成17年度は政務調査費の充当なし。

#### 事務費

固定電話は按分して政務調査費を充当し、事務機器は政務調査専用に使用している。

#### 人件費

雇用契約書あり。

2人雇用(親族以外、妻 政務調査専任)

(判断)

雇用の実態があり、雇用を証する書類も確認した。事務費については、政務調査費の充當に当たっては適切な按分もされており、不適切な支出は認められない。

4.0 原日出夫議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別の場所(田辺市磯間)に設置。

土地賃借料領収書あり。

事務所の活動実態については、電話料金支払い証明書(西日本電信電話株式会社和歌山支店発行)により確認。

事務費

政務調査活動に必要な事務費のみ充當。

人件費

賃金支払い表あり。

1人雇用(家族 政務調査専任)

(判断)

政務調査用事務所としての活動があったこと及び賃借料の支払いがあったことを確認。雇用については支払表を確認した。なお、政務調査活動の雇用にあたっては、パソコン操作、書類整理等一定の能力を有しており、金額的にも妥当だと判断した。

4.1 玉置公良議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅とは別に併用事務所として設置。(平成17年10月まではもう1か所事務所があった。)

平成17年度は政務調査費の充当なし。

事務費

それぞれの事務所において、政務調査のために使用した事務費に充当。

人件費

雇用契約書あり。

1人雇用(親族以外 政務調査専任)

(判断)

人件費については、政務調査に専任のものに政務調査費を充当し、事務費については、政務調査に使用したもののみ政務調査費を充当。不適正な支出は認められない。

4.2 木下善之元議員

事務所費

政務調査用事務所は自宅敷地内の別棟に併用事務所として設置。

事務所の電気代、ガス代、灯油代の半分を充当

事務費

固定電話使用料、パソコン購入代は半額充当、切手、ハガキについては政務調査用として必要なものため、全額充当。

人件費

雇用契約書及び領収済証明書あり。

2人雇用(親族以外、親族 併用のため、必要額の8割充当)

(判断)

請求人への回答では、証拠書類について焼却したとのことで、資料の再提出を求め

たところ、電気代については、関西電力橋本営業所発行の証明書、電話料金については西日本電信電話株式会社和歌山支店の証明書、ガス、灯油等については紀北川上農業協同組合橋本支店の証明書、パソコンについてはJOSHINはしもと店の再発行された領収書の提示があり、政務調査費の充当の元となる支出及び按分を確認した。

雇用については、雇用者から雇用契約書及び領収済証明書が提示され、勤務実態については、原則平日勤務並びに祝祭日の随時の勤務形態であった。

証拠書類を焼却したのは遺憾であるが、提示された証明書等から判断すると政務調査費の支出にあたっては適正に按分され充当されたことは認められる。

各議員の監査の結果は以下のとおりである。

収支報告書の一部で修正がなされ、それに伴い必要な政務調査費の返還(一部については返還手続き中)もなされているので、請求人の請求には理由がなく、主文のとおり判断する。

## 第5 監査委員意見

地方分権の時代を迎えるにあたり、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大するなか、地方議会が果たす役割は益々重要となり、議会としてもこれまで以上に、審議・政策立案能力を高めることが求められている。同時に、それぞれの議員にあっても行政の質的、量的な増大に伴い、地方行政のみならず国内外にわたる幅広くかつ専門的な知識や政策提案能力が要求されている。

政務調査費は、こうした議会及び議員の要求を踏まえ、必要な調査研究活動を支援するため制度化されたものであり、その運用に当たっての基本的な考え方は、議員の自由と自律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきであるとされている。

現に、収支報告書を精査するとき、交付された政務調査費を大幅に上回る調査研究活動もみられ、また、県議会における一般質問や委員会質疑において政務調査に基づく調査研究活動の成果が積極的に反映されるケースも多い。

知事は、政務調査費制定の趣旨からも議員の調査研究の詳細な内容報告等は求めるべくなく、監査委員も同様の認識に立って判断するところであるが、行財政の適正執行に対する県民の厳しい指摘を考慮するとき、経費節減の努力を求めるとともに、以下の点について一層の改善を求めるものである。

### 1 使途基準の明確化

政務調査費の使途項目については、「和歌山県政務調査費運用の手引き」に規定されているところであるが、必ずしも支出基準や経費の按分等について明確な指針が示されていない。

このため、具体的な支出基準や按分の考え方等についてより明確なガイドラインの作成が望まれる。

### 2 透明性の確保

政務調査費収支報告書の提出については、交付規程第5条において「一件50,000円以上のすべての支出(会派にあっては事務費及び人件費、議員にあっては事務所費、事務費、人件費を除く)について領収書の写し又は支払い証明書の写しを提出しなければならない。」としている。

透明性の一層の確保を図るため、事務所費や人件費に係る契約書等関係書類の提出を義務づけるとともに、提出が求められている領収書や支払い証明書の下限の見直し及び開示の基準、方法等の改善を図ることが望まれる。

### 3 審査の厳正化

交付条例では「議員(会派)は、政務調査にかかる収支報告書を議長に提出しなければなら

ない。」「議長は必要に応じ調査する。」と規定し、その使途及び内容についての審査を議長に委ねている。

議員からの収支報告書を精査するとき、今回の監査請求以外の項目にあっても不適切な支出と疑われかねない記載も見られた。実際の業務を担当し、書類等の審査等に当たる議会事務局にあっては、提出された書類等の審査に当たってより一層入念な対応が望まれ、議長においてもより厳しい調査が出来る環境づくりに努めるよう求めたい。

なお、今回監査対象となった「事務所費」「事務費」「人件費」以外の使途項目及び会派に交付された政務調査費についても、調査活動にかかる個人情報の保護は当然考慮されねばならないが、いささかなりとも県民の信頼感を損なうことのないよう適正な運用と審査に努められたい。

議員及び議会が今後とも自由と自律性を持ってより一層積極的な調査研究活動を展開されることにより県民一人一人が、議員活動に一層関心を高め、開かれた県政のもと、県民、議会、行政一体となって「元気な和歌山」実現に取り組まれることが最ものぞまれるところである。

